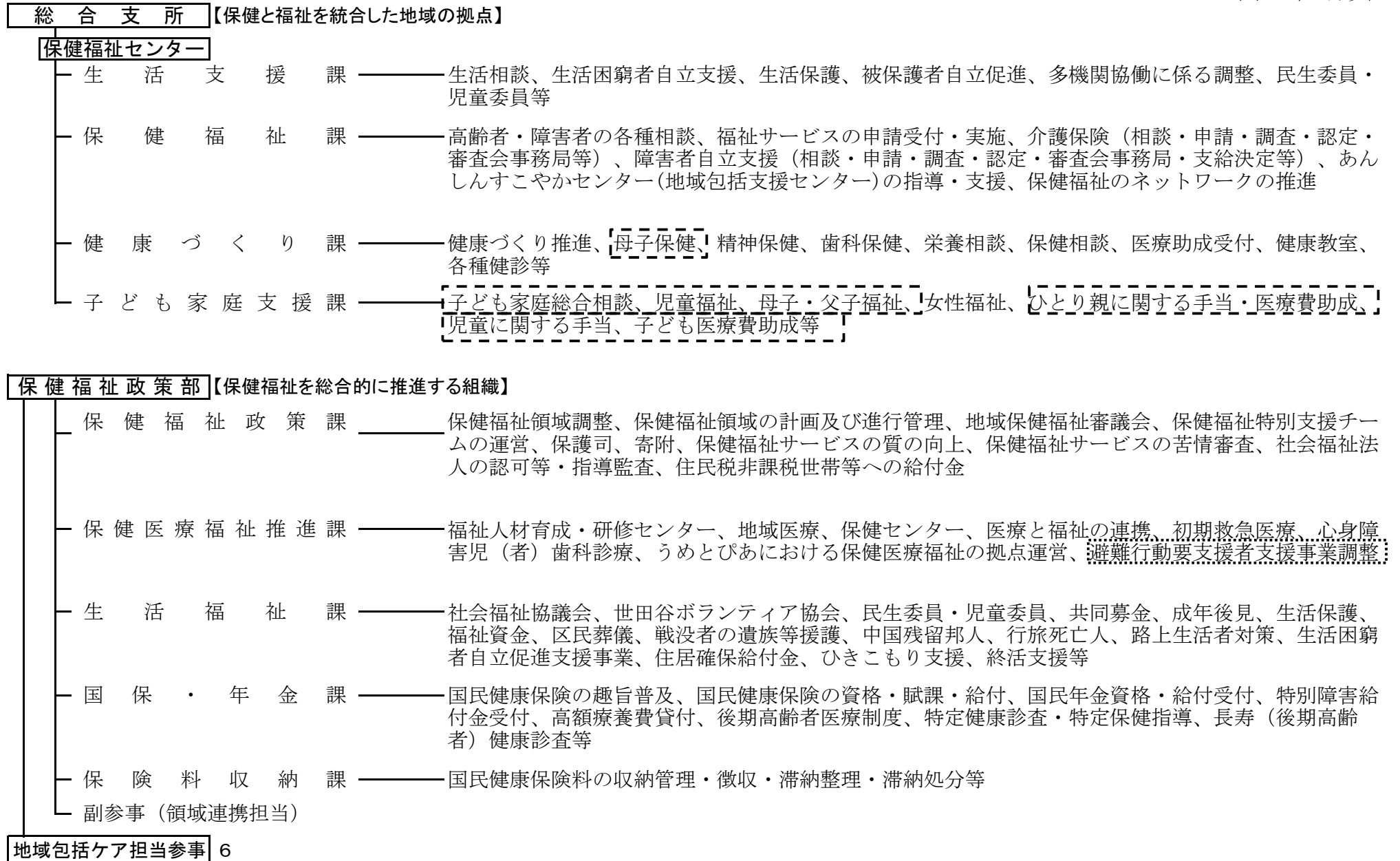


令和8年5月27日

令和8年度
主要事務事業
(福祉保健常任委員会)

保 健 福 祉 領 域 組 織 ・ 主 な 担 当 事 務

令和8年5月現在

※ **母子保健** は、子ども・若者施策推進特別委員会に係る事務※ **避難行動要支援者支援事業調整** は、災害・防犯・オウム問題対策等特別委員会に係る事務

高 齢 福 祉 部 【高齢者福祉を総合的に推進する組織】

- 高 齢 福 祉 課 ——— 高齢福祉及び高齢者施策の計画及び調整、介護人材確保・育成・定着支援事業の実施及び調整、社会福祉事業団、ひとりぐらし高齢者等の状況把握、高齢者在宅サービスの実施及び調整、社会福祉法人等に対する施設整備費助成、高齢者福祉施設の整備、高齢者在宅サービスセンターの維持管理及び支援、高齢者福祉施設の運営（一時生活援助施設）、特別養護老人ホーム運営支援等
- 介 護 保 険 課 ——— 介護保険制度の運営（事業計画、趣旨普及、保険料賦課・収納、保険給付、事業者指定・指導、事業者支援、要介護認定等）、シニアボランティア・ポイント事業
- 介 護 予 防 ・ 地 域 支 援 課 ——— 介護予防の総合的推進、介護予防・日常生活支援総合事業の実施、認知症施策の総合的推進、認知症在宅生活サポートセンター、あんしんすこやかセンター(地域包括支援センター)運営等
- 副参事（認定審査事務担当） 5

障 害 福 祉 部 【障害者福祉を総合的に推進する組織】

- 障 害 施 策 推 進 課 ——— 障害施策の計画及び調整、障害者施策推進協議会、障害者団体育成連携、障害者福祉団体連絡協議会、被爆者見舞金、障害者（児）福祉手当、障害者（児）医療助成、障害者扶養共済・扶養年金、自立支援給付等の支給、障害者（児）在宅サービスの実施及び調整、障害支援区分認定、障害者差別解消、障害理解の促進、障害者の地域生活支援機能の強化、手話を使いやすい環境の整備等の推進
- 障 害 者 地 域 生 活 課 ——— 障害者施設の整備、社会福祉法人等に対する障害者福祉施設整備助成、社会福祉法人等が運営する障害者施設及び障害者サービスの運営費補助、区立障害者福祉施設の運営管理、障害者ネットワークバスの運行、障害者就労支援、障害者休養ホームひまわり荘等
- 障 害 保 健 福 祉 課 ——— 発達障害者（児）支援（発達障害相談・療育センター運営等）、精神障害者施策の推進・調整、相談支援の拡充、医療的ケア児者と家族支援、社会福祉法人等が運営する障害児施設の運営費補助、障害児通所・入所施設の指定・変更・廃止、障害福祉サービス等に係る事業者の指導検査
- 副参事（情報化推進・施設整備担当）

子ども・若者部【子ども・若者施策を総合的に推進する組織】

子ども・若者支援課	子ども・若者施策の計画・調整・推進、子どもの安全安心、子ども・若者基金、子どもの権利擁護、私立幼稚園認可・指導・助成、青少年交流センター維持管理・運営、子ども・若者の居場所、ユースカウンスル事業、子ども・若者・子育て会議、子ども・若者支援協議会、子どもの権利委員会等
児童課	児童福祉、地域児童健全育成、児童館（子育て支援、子どもの健全育成、子ども・子育て環境づくり）、放課後児童健全育成、成長に応じた子どもの自立支援、児童福祉施設維持管理等
子ども家庭課	在宅子育て支援、ひとり親家庭等支援（母子生活支援施設等を含む）、妊娠期からの切れ目のない支援、子どもの貧困に対する支援、ヤングケアラー、子ども等医療費助成、児童手当、出産費助成等
児童相談支援課	一時保護及び措置された子どもの権利擁護、障害児入所給付費の支給、里親制度の普及促進及び里親支援、措置費の支弁、児童福祉施設（乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター）の認可等、児童養護施設退所者等奨学・自立支援基金、子ども家庭支援センターと児童相談所との連携、要保護児童及びその家庭の支援に係る調整、社会的養育に係る総合的な計画及び推進、調整
保育課	特定教育・保育施設（区立認可保育所、私立認可保育所、認定こども園等）、特定地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業等）及び一時預かり事業等の確認・運営支援に関すること、保育園整備支援に関すること、病児・病後児保育等に関すること、保育計画の策定及び施策の調整に関すること。特定教育・保育施設（区立認可保育所、私立認可保育所、認定こども園等）、特定地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業等）及び一時預かり事業等の運営支援に関すること、保育園整備支援に関すること。
保育認定・調整課	子ども・子育て支援給付に係わる調整（支給認定、入園利用調整及び保育料）、認可外保育施設（保育室、保育ママ及び認証保育所）の運営支援等、認可外保育施設の届出受付・確認・支援、指導検査（特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、特定乳児等通園支援事業、助産施設、母子生活支援施設、児童養護施設、里親支援センター及び特定子ども・子育て支援施設等）、幼児教育・保育の無償化に関する調整（施設等利用給付認定及び負担軽減補助等給付）、ベビーシッター利用支援事業
副参事（児童施策推進担当）	
副参事（児童相談所・子ども家庭支援連携担当）	5
副参事（乳幼児教育・保育支援担当）	
副参事（保育の質向上担当）	2
副参事（保育待機児対策担当）	

児童相談所【児童福祉法に基づき児童の相談支援を行う組織】

児童相談課（副所長）	児童及びその保護者の相談・調査・診断・治療等、児童の措置、里親に関すること、児童の一時保護、重度知的障害児の認定診断、児童虐待に関すること、児童相談に関する地域活動の援助及び育成
一時保護課	一時保護所の運営、一時保護に係る関係機関との連絡調整

※ [] は、子ども・若者施策推進特別委員会に係る事務

世 田 谷 保 健 所 【地域保健法に基づいた地域住民の健康保持及び増進を担う組織】

副 所 長

- 健 康 企 画 課 ————— 健康せたがやプラン(第三次)の推進、健康危機管理、地域保健専門研修、衛生統計、受動喫煙対策、保健師の人材育成、健康づくり推進、成人保健（がん対策関連含む）等
- 健 康 推 進 課 ————— 健康づくり推進、母子保健、公害保健、精神保健、歯科保健、栄養指導等
- 感 染 症 対 策 課 ————— 感染症予防、結核予防、感染症に関する保健相談、予防接種、小児慢性特定疾病医療費給付、難病相談事業・地域協議会、感染症に係る統計情報の収集・分析等
- 世 田 谷 保 健 相 談 課 ————— 感染症の防疫業務
- 北 沢 保 健 相 談 課 ————— 感染症の防疫業務
- 玉 川 保 健 相 談 課 ————— 感染症の防疫業務
- 砧 保 健 相 談 課 ————— 感染症の防疫業務
- 烏 山 保 健 相 談 課 ————— 感染症の防疫業務
- 生 活 保 健 課 ————— 人と動物との共生推進、狂犬病予防法事務、医事・薬事、医師等免許、環境・食品衛生関係の許認可・指導・普及啓発等、衛生上の試験・検査
- 副参事（健康危機管理担当）
※災害時保健医療を含む
- 副参事（保健師統括担当）

参 事

※ 〇〇〇〇は、子ども・若者施策推進特別委員会に係る事務

《参考～出資団体、関連団体》

(公財) 世田谷区保健センター	— 保健センター がん対策事業、健康増進事業、健康教育事業、障害者相談支援事業、こころの健康支援事業、保険診療等による検査事業、検体検査事業等	保健福祉政策部(保健医療福祉推進課)
(福) 世田谷区社会福祉事業団	— 特別養護老人ホーム(芦花ホーム・上北沢ホーム)、地域密着型特別養護老人ホーム(寿満ホームかみきたざわ)、ホームヘルプサービス、高齢者在宅サービスセンター、あんしんすこやかセンター(地域包括支援センター)、居宅介護支援事業、訪問看護ステーション、福祉人材育成・研修センター等	高齢福祉部(高齢福祉課)
(福) 世田谷区社会福祉協議会	— 地域福祉資源開発事業(生活支援体制整備事業、地区高齢者見守りネットワーク)、地区社会福祉協議会活動支援、地域支えあい活動支援(サロン・ミニデイ・子ども食堂運営支援)、日常生活支援(ふれあいサービス、介護予防・日常生活支援総合事業)、子育て支援(世田谷区ファミリーサポートセンター事業等)、研修・人材育成、障害者就労促進、権利擁護・成年後見制度、生活困窮者自立相談支援センター運営、終活支援等	保健福祉政策部(生活福祉課)
(福) 世田谷ボランティア協会	— ボランティアセンター、ボランティアビューロー、ボランティア相談、地域ネットワーク、講座・体験研修・イベント、防災ボランティア、国際交流等	保健福祉政策部(生活福祉課)

令和 8 年度当初予算

<歳出予算（部別）一覧>

（単位：千円）

	一般会計	国民健康保険事業会計	後期高齢者医療会計	介護保険事業会計
保健福祉政策部	46,195,948	83,437,417	29,221,540	104,527
高齢福祉部	15,265,012	—	—	75,302,533
障害福祉部	37,918,220	—	—	—
世田谷保健所	10,486,537	—	—	—

令和8年度 主要事務事業一覧

頁	主 要 課 題
9	地域保健医療福祉の総合的推進
14	高齢者の地域生活支援
18	障害者等の地域生活支援
20	健康づくりの推進、健康危機管理体制の強化

令和8年度主要事務事業(主要課題「地域保健医療福祉の総合的推進」)

地域保健医療福祉の総合的推進（保健福祉政策部）

「誰一人取り残さない 世田谷をつくろう」を基本方針に据えた、令和6年度からの8年間の保健、医療、福祉の基本的な考え方を示す「地域保健医療福祉総合計画」（以下、総合計画という）に基づき、取組みを推進する。

この計画では、①高齢者や障害者、子育て家庭、生きづらさを抱えた若者、生活困窮者など、支援を必要とするあらゆる人が、身近な地区で相談することができ、多様なニーズに対応した保健、医療、福祉などのサービスが総合的に提供される世田谷版地域包括ケアシステムを強化すること、②地域づくり、人権擁護の推進、福祉人材の確保及び育成・定着支援、地区をバックアップする体制、先進技術の積極的な活用、保健福祉サービスの質の向上、福祉文化の醸成といった取組みを進め、世田谷版地域包括ケアシステムを支える基盤を整備することの2つを柱としている。

総合計画や、高齢、障害、子ども等の個別計画、また令和6年度からの世田谷区基本計画・実施計画に基づき、世田谷版地域包括ケアシステムを推進し、区民、事業者等との連携、協働を充実させるとともに、総合計画に位置付けた「重層的支援体制整備事業」を活用することで、制度の狭間の支援ニーズを抱えた区民や複雑化・複合化した日常生活課題を抱えた区民に対して支援を行い、より一層の地域福祉の推進を図る。

食料品等の物価高騰への対応として、影響を大きく受ける低所得者世帯を支援するため、令和7年度住民税非課税及び均等割のみ課税世帯を対象とした給付金を実施し、生活を支援する。

1. 保健医療福祉施策の計画的な推進

(1) 総合計画の進行管理

総合計画（令和6～13年度）や各分野別計画の進行管理を着実にを行い、保健医療福祉の施策や基盤の整備を計画的に推進する。総合計画の中間見直しについては、地域保健福祉審議会に諮問し、検討を開始する。

(2) 世田谷版地域包括ケアシステムの強化

世田谷区では、これまで地域包括ケアシステムの要素である「医療」「福祉サービス」「住まい」「予防・健康づくり」「生活支援」を各分野において推進してきたが、多様化したニーズに応えるために、「就労」「教育」「社会参加」「防犯・防災」を新たな要素として加えるとともに、区民にとって最も身近な地区において伴走していく体制を整えることで「世田谷版地域包括ケアシステム」を強化し、変化し続ける課題に応じていく。

(3) 地域医療体制の充実

初期救急事業や夜間休日調剤事業の体制増、休日当番医事業の拡充を図るとともに、医療体制を取り巻く状況にも留意しつつ関係機関と調整・連携を行い、地域医療体制の充実を図る。

(4) 医療と介護の連携

医療と介護の両方を必要とする高齢者などが、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、ケアマネジャー、看護師など、医療職・介護職等の多職種が参画する医療・介護連携推進協議会で医療と介護の連携に関する課

題や対応策等について協議し、関係団体等と連携しながら、在宅医療・ACP（アドバンス・ケア・プランニング：人生会議）の普及啓発、相談支援の充実、在宅医療・介護のネットワークの構築、医療・介護関係者間の情報の共有支援等、在宅医療・介護連携推進事業の具体的な取組みを進める。

（５）地区・地域でつながり続ける支援の実施と住民との協働による地域づくりの推進

まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会、児童館の四者連携を基盤に、生活上の課題を抱えた方へのアウトリーチ等による福祉的課題の早期発見・継続支援、活動への参加や地域づくりの支援、多様なNPOや住民等との連携による生活支援サービスの開発などに取り組む。

（６）全区的な保健医療福祉拠点の運営

保健医療福祉の拠点「うめとびあ」については、全区的なバックアップ体制の構築のため、区複合棟の保健医療福祉総合プラザを運営し、総合プラザ内事業者及び民間施設棟との連携促進により、保健福祉の全体調整機能を向上させ、災害時医療救護本部等の円滑な運営体制を確立していく。

２．権利擁護の推進と保健福祉サービスの質の向上

（１）成年後見制度等の利用促進及び金銭管理支援事業

成年後見利用促進法に基づき、制度を必要とする高齢者等の利用促進とともに、後見人の担い手の確保や社会福祉協議会による日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の普及を図る。また、世田谷区成年後見制度利用促進基本計画（令和６年度～13年度）に基づき、中核機関と位置付けた成年後見センターとともに地域連携ネットワーク構築により連携を強化し、制度の利用促進を図る。

また、令和７年度より開始した金銭管理支援事業を引き続き実施し、判断能力が十分でない方や成年後見制度の利用が見込まれる方に対し、現行の制度が開始するまでの期間において、自立した区民生活を援助するとともに、支援関係者の負担軽減に取り組む。

（２）保健福祉サービスの質の向上に向けた取組み

第三者評価の受審を促進するとともに、苦情報告等を集計・分析し、苦情防止につながる情報提供を行う。また、保健福祉サービス向上委員会において、保健福祉サービス等の向上を推進する上で必要な支援・指導等に関する事項を調査審議する。

（３）保健福祉サービスの苦情対応

保健福祉サービスに関する苦情の申立てがあった場合は、世田谷区地域保健福祉推進条例の規定に基づき保健福祉サービス苦情審査会に諮問し、中立公正な立場からの意見を聴くことで、苦情への適切な対応を図る。

（４）終活支援

令和８年７月に開設を予定している世田谷区終活支援センターを中心に、関係機関との連携を強化しながら、区民一人ひとりの置かれている環境に応じた相談・支援ができる体制づくりに取り組む。

３．生活福祉等の推進

（１）生活保護受給者の自立支援

生活保護受給者の状況に応じて、就労支援や金銭管理支援等を通じて、日常生活の自立や就労による経済的自立を推進する。

（２）生活困窮者等の支援

生活困窮者自立相談支援センター「ぷらっとホーム世田谷」が、各総合支所保健福祉センター生活支援課と連携し、住居確保給付

金の支給や就労支援、家計改善支援等を行い、生活困窮者の自立を支援する。

(3) ひきこもり支援の推進

令和4年4月に開設した年齢を問わないひきこもり相談窓口「リンク」を中心に、重層的支援体制整備事業の支援会議やひきこもり支援連絡会等により関係機関と連携を強化しながら課題・ニーズに寄り添ったきめ細やかな切れ目のない支援体制の構築や、社会的理解の促進に取り組む。また、当事者会や家族会等が実施する交流支援事業や居場所事業への支援を通じて、ピアサポートによる支援を推進する。

4. 国民健康保険の運営

(1) 標準準拠システムへの移行

国民健康保険システムの標準準拠システムへの円滑な移行に向けて、令和6年度に実施したベンダーとのヒアリング結果を踏まえながら、記号番号枯渇化の課題の解消も視野に、令和11年1月導入を目途に詳細を調整していく。

(2) 子育て世帯の保険料負担軽減への取組み

令和9年度より、子どもに係る均等割保険料の5割を軽減する措置の対象が未就学児から高校生年代まで拡充される予定である。実施に伴うシステム改修や制度周知などの準備を進めていく。

(3) 資格の適正化と保険料収納率の向上

被保険者の資格の適正化に取り組むとともに、口座振替の勧奨や催告の早期着手による滞納整理の推進等により、保険料収納率の更なる向上に努める。

(4) 医療費の適正化

国保総合システムの機能を活用し、引き続き実効的なレセプトの審査・是正に取り組む。また、後発医薬品（ジェネリック医薬品）に関して、ジェネリック医薬品希望シールを差額通知書発送時に同封するとともに、くみん窓口等の各窓口でも配布し、利用の促進を図る。

(5) 特定健診・特定保健指導等の実施

第4期特定健康診査等実施計画に基づき、特定健診・特定保健指導等を円滑に実施するとともに、課題となっている受診率と利用率の向上に努める。また、第3期データヘルス計画に基づき効率的・効果的な保健事業を実施することで、被保険者の健康の保持・増進を図るとともに、医療費の適正化を推進する。

○ 地域保健医療福祉の総合的推進				
頁	区分	事務事業名	予算額(千円)	担当所管課
23		保健福祉サービスの総合的な展開	—	総合支所(生活支援課、保健福祉課、健康づくり課、子ども家庭支援課)
24		地域保健福祉の推進に係る総合的調整	35,945	保健福祉政策部(保健福祉政策課)
25		地域福祉活動等促進事業	17,700	保健福祉政策部(保健福祉政策課)
25		保健福祉サービス質の向上の推進	69,894	保健福祉政策部(保健福祉政策課)
25		保健福祉サービス苦情審査会運営	541	保健福祉政策部(保健福祉政策課)
26		社会福祉法人の認可・指導監査	2,542	保健福祉政策部(保健福祉政策課)
26		住民税非課税世帯等への物価高騰生活支援給付金	1,396,982 (繰越明許費)	保健福祉政策部(保健福祉政策課)
26		福祉人材育成・研修センター運営	107,060	保健福祉政策部(保健医療福祉推進課)
26		保健医療福祉総合プラザ維持運営	351,247	保健福祉政策部(保健医療福祉推進課)
27		初期救急診療事業及び心身障害児(者)歯科診療事業	723,160	保健福祉政策部(保健医療福祉推進課)
28		在宅医療・介護連携の推進	80,167	保健福祉政策部(保健医療福祉推進課)
29		成年後見制度の利用促進及び金銭管理支援事業	154,359	総合支所(生活支援課、保健福祉課、健康づくり課)、保健福祉政策部(生活福祉課)
30	新規	終活支援事業	68,357	保健福祉政策部(生活福祉課)
30		地区・地域でつながり続ける支援の実施と住民との協働による地域づくりの推進	418,236	保健福祉政策部(生活福祉課)、高齢福祉部(介護予防・地域支援課)
30		日常生活支援事業	34,999	保健福祉政策部(生活福祉課)
31		災害時ボランティア受入体制整備事業	43,366	保健福祉政策部(生活福祉課)
31		路上生活者対策	20,876	保健福祉政策部(生活福祉課)、総合支所(生活支援課)
32		ひきこもり支援	184,581	保健福祉政策部(生活福祉課)
32		生活困窮者自立促進支援事業の実施	455,242	総合支所(生活支援課、子ども家庭支援課)、保健福祉政策部(生活福祉課)、子ども・若者部(子ども家庭課)
34		生活安定支援事業	83,898	保健福祉政策部(生活福祉課)
34	新規	区民葬儀助成事業	23,949	保健福祉政策部(生活福祉課)
34		中国残留邦人等に対する支援	45,611	保健福祉政策部(生活福祉課)
35		生活保護事業	23,038,243	総合支所(生活支援課)、保健福祉政策部(生活福祉課)
35		生活保護受給者就労支援事業	20,467	総合支所(生活支援課)、保健福祉政策部(生活福祉課)
35		被保護者居宅生活安定化支援事業	43,537	総合支所(生活支援課)、保健福祉政策部(生活福祉課)
35		生活保護受給者金銭管理支援事業	55,582	総合支所(生活支援課)、保健福祉政策部(生活福祉課)

36		被保護者自立促進事業	40,908	総合支所(生活支援課)、保健福祉政策部(生活福祉課)
36	新規	生活保護世帯エアコン購入費等助成	16,000	総合支所(生活支援課)、保健福祉政策部(生活福祉課)
36		生活保護適正化事業	96,286	総合支所(生活支援課)、保健福祉政策部(生活福祉課)
37	新規	相談機能強化に係る訪問用タブレットの導入	13,794	総合支所(生活支援課)、保健福祉政策部(生活福祉課)
37	新規	被保護者自立高齢世帯生活状況調査及び日常生活支援業務	14,436	総合支所(生活支援課)、保健福祉政策部(生活福祉課)
37	新規	生活保護追加給付に係る事務	33,196 (繰越明許費 14,000 千円含む)	総合支所(生活支援課)、保健福祉政策部(生活福祉課)
37		国民健康保険の運営	1,143,219	保健福祉政策部(国保・年金課、保険料収納課)
39		特定健診・特定保健指導等	1,485,410	保健福祉政策部(国保・年金課)
40		後期高齢者医療制度の実施	28,743,062	保健福祉政策部(国保・年金課)

令和8年度主要事務事業(主要課題「高齢者の地域生活支援」)

高齢者の地域生活支援(高齢福祉部)

高齢者が住み慣れた地域で支えあい、自分らしく安心して暮らし続けられる地域社会を実現できるよう、令和6年度からの3年間を計画期間とする「第9期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、高齢者の地域生活を支える施策を総合的に推進するとともに、介護保険制度の円滑な運営を図る。

施策の推進にあたっては、高齢者が支えられるだけではなく支える側に立つ「これまでの高齢者観に捉われない施策」やICTを活用したハイブリッド型見守りをはじめとした新しい考え方や視点も踏まえた上で、取り組む。

また、高齢者だけではなく、障害者や子育て世帯、生活困窮者など、困りごとを抱えた全ての区民を対象とした「世田谷版地域包括ケアシステム」の強化に取り組むとともに、まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）、社会福祉協議会の三者の連携に児童館を加えた四者連携を進め、「身近な福祉の相談窓口」としての相談対応や参加と協働の地域づくりにより課題の解決を図る「地域包括ケアの地区展開」の取組みを一層推進していく。

1. 高齢者等の地域生活を支える環境の整備

(1) 介護予防の総合的な推進

区では、平成28年4月に介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」という。）を開始し、従前相当サービスや区独自基準のサービス等、介護事業者によるサービスのほか、住民参加型・住民主体型のサービス、短期集中型サービス等、NPO、ボランティア等による多様なサービスの拡充を目指している。引き続き、総合事業を円滑に実施するとともに、介護予防・自立支援における社会参加の重要性の普及啓発や区民の支えあい意識の醸成を図り、社会参加による介護予防の取組み及び多様な主体によるサービスの充実を図っていく。

(2) あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）の充実

まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会、児童館の四者が一体となって、四者が持つノウハウを共有して地区の課題を把握し、その解決のために協働して地域の人材や社会資源の開発に取り組む。

高齢者の総合相談窓口であるあんしんすこやかセンターにおいて、四者で連携して、高齢者に加え、障害者、子育て家庭、生活困窮者等の相談に対応し、区民に適切な情報を提供するとともに、適切な担当組織・専門機関等へつなぎ、支援に結びつける。また、在宅医療等に関する相談を受ける在宅療養相談窓口を充実し、相談機能の強化を図る。

あんしんすこやかセンターの事業運営の質の確保・向上のため、地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえ評価を行う。

(3) 安全・安心の取組み

4つの見守り施策である、24時間365日の電話相談等を行う「高齢者安心コール」、介護保険サービスを利用していない等の対象高齢者を民生委員が訪問する「民生委員ふれあい訪問」、あんしんすこやかセンターの見守りコーディネーターを中心に行う「あんしん見守り事業」、住民同士の声かけや見守り活動を推進する「地区高齢者見守りネットワーク」を推進しつつ事業者とも見守りに関する協定締結を進める。さらに、令和8年4月よりICTを活用した見守り機器による、ひとりぐらし高齢者の見守り機器利用補助事業を

開始し、既存のアナログの見守りとの組み合わせにより家庭内での緊急事態の不安を解消し、安心して在宅生活を継続するための重層的な施策を展開する。

認知症により外出先から帰れないなどの不安がある高齢者へ「高齢者見守りステッカー」を配付し、保護された場合に緊急連絡先に速やかにつながほか、警察署や社会福祉協議会等の関係機関と連携しながら、認知症の高齢者が住み慣れた地域で安心して在宅生活を継続できるよう取り組む。

また、加齢により聴力が低下した高齢者に補聴器の購入費用の一部を助成し、日常生活の質の向上や認知機能の低下防止に努める。

(4) 高齢者施設の整備促進

要介護高齢者等が地域で暮らし続けられるよう、地域密着型サービス拠点や特別養護老人ホーム等の高齢者施設の整備促進を図る。整備にあたっては、地域医療介護総合確保基金や都の補助制度等を活用するとともに、特別養護老人ホームの整備においては大規模団地の建替えの機会をとらえ、着実に整備を進めていく。

2. 介護保険制度の円滑な運営、サービスの充実

(1) 介護保険の円滑な運営

第9期介護保険事業計画に基づき、介護保険制度を円滑に運営するため、介護給付や要介護認定の適正化、自立支援・重度化防止に資する研修等に取り組みとともに、介護職員の負担の軽減や処遇の改善、介護現場における生産性の向上に向け、介護事業所におけるケアプランデータ連携システムの活用を促進する事業を行っていく。また、低所得者等に配慮し、介護保険料や介護サービスの利用者負担の軽減も引き続き実施していく。

第10期介護保険事業計画（令和9年度～令和11年度）を策定する中で、第1号被保険者数、要介護（要支援）認定者、介護給付費等の推計を行い、第1号被保険者の保険料設定を行う。

(2) 介護予防と認知症在宅支援の推進

介護予防・日常生活支援総合事業では、住民主体のサービスの充実を図るなど、高齢者の社会参加を促し、支えあいの地域づくりと介護予防を推進する。また、「世田谷区認知症とともに生きる希望条例」及び令和6年3月策定の「第2期世田谷区認知症とともに生きる希望計画（令和6年度～令和8年度）」に基づき、認知症在宅生活サポートセンターを拠点として認知症施策の総合的な推進を図る。

(3) 福祉・介護人材の確保・育成、定着支援

区の将来人口推計によると、今後10年間は後期高齢者が増加する見込みであり、特に90歳以上の要介護認定者数の増加が顕著となるとの予測から、介護人材の確保、育成・定着支援は、喫緊の課題となっている。介護職員の資格取得に関する助成事業や特別養護老人ホーム等への研修費助成、職員の資質向上に資する様々な研修などをおし、引き続き介護職員のキャリアアップを支援していく。

また、さらなる介護人材の確保、定着に向けては、引き続き宿舍借り上げ支援事業や介護人材採用活動経費助成、電動アシスト自転車等購入費用助成等の事業を着実に取り組んでいくほか、若い世代をはじめ多様な人材の確保に向け、さらなる介護職の魅力向上・発信を推進していくとともに、若年層を中心に働き方が多様化している現状をふまえ、介護事業所におけるスポットワークの活用を支援し、介護の担い手の裾野を広げることで介護人材不足の解消を目的とした「スポットワーク支援助成事業」を実施する。

加えて、物価高騰や介護人材の不足等、社会状況の急激な変化による影響を受け、経営状況が厳しい中、生産性の向上や介護職員の

処遇改善等につながる経営改善の意欲のある区内の介護事業者に対して経営診断を行い、抽出された課題の解決に向けた改善策を提案し、改善策が効果的に実行されるよう進捗確認や助言などのサポートを行う「世田谷区介護事業者経営改善支援事業」を実施していく。

さらに、令和6年度を初年とする「第9期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の基本理念及び計画目標を実現するため、「介護人材対策推進協議会」を通じて介護サービス事業者や関係機関等との連携を図りながら、働きやすい環境整備の構築に向けた取組みを検討していく。

3. 地域支えあい活動の推進

高齢者の孤立化等を防ぐためには、高齢者が元気なうちから行政だけではなく区民が主体的に地域活動に参加する取組みを促進していく必要がある。外出頻度の維持向上やフレイル予防につながるよう区民が自主的に行う「ふれあい・いきいきサロン」や「支えあいミニデイ」等の住民活動や、地域の活動団体が自主的に参加して、高齢者が孤立しないよう見守るネットワークづくりを支援し、地域支えあい活動の推進を図る。

○ 高齢者の地域生活支援				
頁	区分	事務事業名	予算額(千円)	担当所管課
41		高齢者見守り施策の推進	194, 039	総合支所(地域振興課、保健福祉課)、高齢福祉部(高齢福祉課、介護予防・地域支援課)
43		高齢者補聴器購入費助成	44, 956	高齢福祉部(高齢福祉課)
43		特別養護老人ホーム、介護老人保健施設の整備促進	56, 600	高齢福祉部(高齢福祉課)
43		都市型軽費老人ホームの整備促進	27, 040	高齢福祉部(高齢福祉課)
44		地域密着型サービス拠点の整備促進	181, 597	高齢福祉部(高齢福祉課)
44		高齢者福祉施設改修工事	111, 921	高齢福祉部(高齢福祉課)
45		福祉人材の確保・育成	318, 084	高齢福祉部(高齢福祉課)
48		物価高騰対策支援事業	29, 844 (繰越明許費)	高齢福祉部(高齢福祉課)
49		ひとり暮らし高齢者等の安全確保	24, 374	高齢福祉部(高齢福祉課)
50		高齢者虐待対策事業	52, 731	総合支所(保健福祉課)、高齢福祉部(高齢福祉課)
51		介護保険制度の運営	950, 701	総合支所(保健福祉課)、高齢福祉部(高齢福祉課、介護保険課、介護予防・地域支援課)
52		介護保険料の減免及び軽減	—	高齢福祉部(介護保険課)
52		介護サービス利用者負担額の軽減	45, 125	高齢福祉部(介護保険課)
53		シニアボランティア・ポイント事業	2, 925	高齢福祉部(介護保険課)
54		介護予防・日常生活支援総合事業等の実施	1, 874, 342	高齢福祉部(介護予防・地域支援課、介護保険課)
57		「世田谷区認知症とともに生きる希望条例」に基づく認知症施策の総合的な推進	113, 093	総合支所(保健福祉課)、高齢福祉部(介護予防・地域支援課)
59		あんしんすこやかセンター(地域包括支援センター)の運営	1, 133, 745	高齢福祉部(介護予防・地域支援課)、総合支所(保健福祉課)、保健福祉政策部(保健医療福祉推進課)
62		地域支えあい活動の推進	26, 843	生活文化政策部(市民活動推進課)、保健福祉政策部(生活福祉課)、高齢福祉部(高齢福祉課、介護予防・地域支援課)

令和8年度主要事務事業(主要課題「障害者等の地域生活支援」)

障害者等の地域生活支援(障害福祉部)

国は、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の改正、医療的ケア児及びその家族に対する支援、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築等を行い、障害者等の地域生活の支援の充実に取り組んでいる。一方、令和4年9月には、国連の障害者権利委員会から日本政府へ90項目以上の勧告があり、この勧告を踏まえた国や都の動向を注視する必要がある。

こうした状況のなか、区では、令和4年9月に「世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例」を制定し、障害理解の促進や差別解消、参加や活躍の場の拡大、情報コミュニケーション等について、必要な施策を講じていくことを定めた。令和6年3月には、世田谷区地域保健福祉審議会や障害者施策推進協議会等での議論を踏まえ、「市町村障害者計画(障害者基本法)」「市町村障害福祉計画(障害者総合支援法)」及び「市町村障害児福祉計画(児童福祉法)」を、「せたがやインクルージョンプランー世田谷区障害施策推進計画ー」として一体的に策定した。計画の基本理念である「障害のある人もない人もお互いの人格や個性を尊重して、住み慣れた地域で支えあい選択した自分らしい生活を安心して継続できる社会の実現」に向けて施策を推進していく。

1. 障害に対する理解の促進及び障害を理由とする差別の解消

心身の機能に障害のある区民のみならず、様々な状況及び状態にある区民が、多様性を尊重し、価値観を相互に認め合い、安心して暮らし続けることができるインクルーシブな地域共生社会を実現するための「世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例」及び区民に言語としての手話の認知・理解を深めてもらい、区における手話言語の基本的な考え方や必要な事項等を定めた「世田谷区手話言語条例」の趣旨を区民等に広く周知するとともに、条例に基づく施策を行うことで、障害に対する理解を広め、地域における相互理解を深めていく。

2. 安心して暮らし続けることができる地域づくり

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、区民、事業者、医療機関、教育機関、活動団体、NPO団体等の地域の多様な主体の参加・協力のもと、地域の課題解決に取り組んでいく地域づくりを推進する。令和2年度に策定し、令和5年度に更新した「障害者施設整備等に係る基本方針」及び令和5年度に策定した「障害児通所施設等の整備の基本的な考え方について」に基づき、生活介護等の通所施設や重度障害者向けのグループホームの整備を進め、医療的ケアを含めた重度障害者(児)を身近な地域で受け入れるための環境整備等に取り組むとともに、障害者の高齢化や重度化、いわゆる親なき後を見据え、障害者の地域生活支援機能の強化を推進していく。

3. 参加及び活躍の場の拡大のための施策

障害の有無や障害の種別にかかわらず誰もが社会の中に参画する状態を目指すため、障害者の就労支援として、障害者がその特性に応じた働き方を見つけることができるよう、「せたJOB応援プロジェクト」や農福連携事業の推進により多様な働く場の確保に取り組む。

また、余暇活動の充実や自己表現の場として重要である、スポーツや文化活動等への社会参加や、障害者や家族が目的に応じて居心地のいい場所を選択し、安心して過ごすことができるよう、多様な場づくりを進める。

4. 情報コミュニケーションの推進のための施策

障害の特性に応じた情報提供や意思疎通を支援するため、情報コミュニケーション施策を拡充させるとともに、デジタルツールを使う

人とそうでない人とでの情報格差（デジタルデバイド）が生じないよう、障害者本人がデジタルツールを活用し、自ら情報取得やコミュニケーションを円滑にとることができるように、講習会等の機会拡充に取り組む。

○ 障害者等の地域生活支援

頁	区分	事務事業名	予算額(千円)	担当所管課
63		せたがやインクルージョンプランー世田谷区障害施策推進計画ーの推進及び次期計画の策定に向けた検討	10,333	障害福祉部(障害施策推進課)
63		地域共生社会実現に向けた取り組み	18,483	障害福祉部(障害施策推進課)
65		地域生活支援拠点等の整備	48,050	障害福祉部(障害施策推進課)
66		障害者総合支援法に基づく在宅サービスの充実	6,542,147	総合支所(保健福祉課)、障害福祉部(障害施策推進課)
66		重度障害者等就労支援特別事業の実施	20,061	障害福祉部(障害施策推進課)
67		障害認定調査外部委託の実施	1,170	総合支所(保健福祉課)、障害福祉部(障害施策推進課)
67		医療的ケアが必要な障害児（者）への支援	681,313	障害福祉部(障害保健福祉課、障害者地域生活課)、子ども・若者部(児童課、保育課)、教育総合センター(支援教育課、乳幼児教育・保育支援課)
69		障害者(児)の在宅生活の支援	294,082	障害福祉部(障害施策推進課、障害者地域生活課)
70		相談支援体制の充実	361,419	総合支所(保健福祉課)、障害福祉部(障害保健福祉課)
71		精神障害施策の充実	111,900	障害福祉部(障害保健福祉課)、世田谷保健所(健康推進課)
71		高次脳機能障害支援施策の充実	—	障害福祉部(障害保健福祉課)
72		障害者虐待防止の推進	4,038	総合支所(保健福祉課)、障害福祉部(障害施策推進課)
73		障害者福祉人材の確保・養成	13,700	障害福祉部(障害施策推進課)
74		発達障害者支援事業	546,669	障害福祉部(障害保健福祉課)
75		障害者施設の整備	88,201	障害福祉部(障害者地域生活課)
76		障害者(児)の日中活動の場の運営および運営支援	5,366,962	障害福祉部(障害者地域生活課、障害保健福祉課)
78		障害者の居住の場の運営および運営支援	254,015	障害福祉部(障害者地域生活課)
79		梅ヶ丘拠点障害者支援施設の運営支援	271,824	障害福祉部(障害者地域生活課、障害保健福祉課)
80		移動困難な障害者等への支援	36,693	障害福祉部(障害者地域生活課)
81		障害者就労の支援	1,956,883	障害福祉部(障害者地域生活課)
82		障害者施設工賃アップ推進事業	77,212	障害福祉部(障害者地域生活課)
82		物価高騰対策支援事業	1,686 (繰越明許費)	障害福祉部(障害施策推進課)

令和8年度主要事務事業(主要課題「健康づくりの推進、健康危機管理体制の強化」)

健康づくりの推進、健康危機管理体制の強化(世田谷保健所、総合支所)

社会、経済情勢が変化するなかで、高齢化が一層進展し、健康寿命の延伸が求められている。区では、令和6年3月に策定した区の総合保健計画「健康せたがやプラン（第三次）」（令和6年度～令和13年度）に基づき、区民の望ましい健康づくり、安全で安心して暮らせる地域社会の創造に向けた取組みを進めていく。

また、新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、新型インフルエンザを始めとした新興・再興の感染症、大規模食中毒、医薬品による健康被害等、生命や健康を脅かす事態の発生を念頭に置き、多様化する健康危機から区民を守るための健康危機管理体制の強化に取り組む。さらに、保健師等の継続的人材育成や災害時の他自治体応援職員の受援調整の体制整備など、危機対応力の向上に取り組む。

1. 多様化する健康危機から区民を守る体制の強化

(1) 感染症対策及び新型インフルエンザ等対策の推進

令和8年3月に改定した「世田谷区新型インフルエンザ等対策行動計画」との整合性を図るため、「世田谷区健康危機対処計画兼業務継続計画（感染症対策編）」及び「世田谷区感染症予防計画」の一部改定を行う。また、国の基本方針及び東京都の方針を踏まえつつ、「世田谷区感染症予防計画」の中間見直しを行う。

(2) 健康危機管理体制の整備

新型インフルエンザ等感染症や感染力の強い新興・再興感染症、大規模食中毒等の健康危機発生に備え、令和6年3月に策定した「世田谷区感染症予防計画」及び令和7年4月に新たに策定した「世田谷区健康危機対処計画兼業務継続計画（感染症対策編）」を踏まえ、非常時優先業務等の全庁調査を実施し、関係機関との連携項目等について検討を進め、必要に応じて改定を行う。

(3) 災害時医療体制の強化

拠点病院や4師会を始めとする関係機関等と意見交換を行い、緊急医療救護所及び避難所救護所の見直しに向けた検討、調整を進め、実務訓練によるブラッシュアップ、災害医療運営連絡会を開催し関係機関等と合意形成を図りながら、災害時医療救護体制の再整備を行う。また、世田谷区地域防災計画に基づく取組みを実施し、国や東京都の動向に注視しながら医療救護本部の機能の確立及び緊急医療救護所の運営の更なる具体化を進める。更に、区民に対して平時から災害時保健医療のポイント、概要などをホームページ等でも周知し、災害による健康障害のリスク低減等を図る。

災害医療に関する研修・訓練を災害に関連する庁内職員や、区内の災害医療関係職員向けに開催し、災害医療に関する基礎知識や行動を習得することで、区内災害従事者の災害対応力の向上を推進する。

災害発生時の世田谷区災対医療衛生部の行動を記載している「災対医療衛生部 世田谷区震災時職員行動マニュアル」について、現在使用しているマニュアルは令和元年に改定したものであり、令和元年以降に対応してきた活動場所の変更、医療救護体制の見直し、改定した地域防災計画の内容等が反映されていないことから、全面的な改定作業に取り組む。また、風水害時の職員の具体的な行動についても、現在はタイムラインのみの策定であり、具体的な職員の参集基準や職員の行動等が明示されていないことから、風水害時の職員行動マニュアルの新規策定を行う。

(4) 食品・環境衛生の向上と安全の確保

食品・環境衛生の向上と安全を確保するために、営業施設に対する調査(検査)・指導体制を充実するとともに、講習会や相談事業を通じて、くらしの衛生に関する普及啓発を積極的に展開する。食品衛生協会、環境衛生協会等との連携を含め、ハサップ(HACCP)に対応する食品の監視指導、教育活動や広報活動を通じた食品及び環境衛生に関する正しい知識の普及等を進めつつ、施策に反映するように取り組む。食中毒等の飲食に起因する事故に対し、関係機関・団体との連携を図りながら、原因の究明、被害拡大の防止、再発防止策等の一連の措置を迅速かつ的確に行う。

2. 健康せたがやプラン（第三次）に基づく総合的な健康づくりの推進

(1) 健康せたがやプラン（第三次）は、世田谷区健康づくり推進条例第1条で掲げる「区民が生涯にわたり健やかでこころ豊かに暮らすことができる活力ある地域社会の実現」を基本理念に据え、区の責務、区民や地域団体、事業者の役割を踏まえ、それぞれが責務と役割を果たしつつ、必要な連携と協働のもとで、健康づくり施策を推進することとしている。

「生涯を通じた健康づくりの推進（11施策）」、「健康に関する安全と安心の確保（4施策）」及び「地域の健康づくり」を施策の柱に定め、区民一人ひとりの健康課題や各地域の特性に応じた事業等を区民や事業者等と協働しながら進めていく。

(2) 健康せたがやプラン（第二次）後期（平成29年度～令和5年度）から取り組んできた健康づくり運動のテーマである「健康せたがやプラス1（ワン）」を引き続きキーワードに、健康づくりプロモーションを進めるとともに、健康無関心層を巻き込む仕掛けや工夫を取り入れた取組みをリーディングプロジェクトとして位置付け、関係者・関係団体などと連携し、より戦略的かつ総合的に施策を推進していく。また、社会全体に大きな影響を及ぼした新型コロナウイルス感染症の拡大により明らかになった健康課題やコロナ禍で得た新たな知見を施策に活かし、重点的に取り組んでいく。

(3) 健康せたがやプラン（第三次）は、計画期間の中間段階で評価を実施し、令和10年度から令和13年度までの後期計画として改定を予定している。令和8年度は、現行計画の取組みを進めるとともに、中間評価等を行い、後期計画の改定に着手する。

3. 人と動物との調和のとれた共生社会の推進

令和5年度改定の「世田谷区人と動物との調和のとれた共生推進プラン（第2次）」に基づき、以下の施策に取り組む。

(1) プランの基本理念について様々な世代、様々な立場の区民への周知啓発。

(2) 「人と動物との共生推進のための連携協議会」の継続実施によるプランの進捗状況の管理と施策評価及び見直しの実施。

(3) 飼い主の健康状態など様々な理由による飼育困難や多頭飼育崩壊等に至る前の予防として地域、地区で活動する動物連絡員制度について、さらなるマンパワーの充実と、地域と協働して取り組む体制の強化。

(4) 地域住民の理解のもと、飼い主のいない猫に不妊・去勢手術を施し、餌や糞尿等一定のルールで適正に管理して、長期的に飼い主のいない猫の減少を図る「地域ねこ活動」を推進するとともに、新たな補助金制度を契機とした福祉的課題の発見と関係所管との連携強化。

(5) 災害時におけるペット対応の推進。ペット同行避難の体制整備。

(6) 動物関連施策へのふるさと納税を活用した施策の充実。

(7) 狂犬病予防注射済票交付申請の電子申請事務の効率化。

4. 住宅宿泊事業・旅館業の適正な運営

新型コロナウイルス感染症による行動制限の緩和後、国内、訪日を問わず旅行者数の増大に伴い、新規届出件数が増加傾向にある。良好な住環境を確保することを基本に、住宅宿泊事業の現状を届出や苦情の状況等から把握し、事業者が住宅宿泊事業を適切に運営できるように、宿泊者の衛生確保等について指導・助言、研修等を行う。

また、旅館業についても許可施設数が増加し、様々な課題があることから、住宅宿泊事業と旅館業の適正なあり方について、庁内関係所管と連携するとともに、外部有識者等から構成される協議会を開催、意見を聴取し、今後の施策に反映させていく。

○ 健康づくりの推進、健康危機管理体制の強化				
頁	区分	事務事業名	予算額(千円)	担当所管課
83		健康危機管理体制の強化	84,322	世田谷保健所(健康企画課、感染症対策課、各保健相談課、生活保健課)
85		健康づくり推進条例及び健康せたがやプランの推進	16,046	世田谷保健所(健康企画課、健康推進課、感染症対策課、生活保健課)、総合支所(健康づくり課)
88		受動喫煙対策	10,774	世田谷保健所(健康企画課)
89		がん対策の推進	1,747,406	世田谷保健所(健康企画課)、総合支所(健康づくり課)、学校教育部(教育指導課)
93		精神保健福祉施策の充実	111,181	世田谷保健所(健康推進課)、総合支所(健康づくり課)、障害福祉部(障害保健福祉課)
95		口と歯の健康づくり	123,722	世田谷保健所(健康推進課)、保健福祉政策部(保健医療福祉推進課)、高齢福祉部(介護予防・地域支援課)
96		食育の推進	4,058	世田谷保健所(健康推進課)、総合支所(健康づくり課)
97		感染症対策事業	40,170	世田谷保健所(感染症対策課)、総合支所(健康づくり課)
100		予防接種事業	4,721,350	世田谷保健所(感染症対策課)、総合支所(健康づくり課)
107		小児慢性特定疾病医療費給付	213,881	世田谷保健所(感染症対策課)、総合支所(健康づくり課)
108		難病対策事業	6,930	世田谷保健所(感染症対策課)、総合支所(健康づくり課)
109		人と動物との調和のとれた共生社会の推進	22,838	世田谷保健所(生活保健課)
112		狂犬病予防法事務	50,990	世田谷保健所(生活保健課)
113		医事・薬事環境の向上	2,911	世田谷保健所(生活保健課)
115		環境衛生の充実	47,574	世田谷保健所(生活保健課)
119		食の安全確保	15,644	世田谷保健所(生活保健課)

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

総合支所

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	保健福祉サービスの 総合的な展開 (生活支援課、保健福祉課、 健康づくり課、 子ども家庭支援課)	(1) 誰もが、安心して健やかに自分らしく在宅で生活を継続できるよう、保健・福祉・医療の連携を図り、利用者のニーズを的確にとらえ、区民・事業者等との協働に基づいたサービスを総合的に提供する。 (2) ケアマネジメント、ケースマネジメントなど多機関による支援を適切に実施し、高齢・介護、障害、保健医療、子育て、生活困窮等、複雑化・複合化した課題を抱える区民に対しての支援を、支所内の連携により進めるとともに、昨年度世田谷版地域包括ケアシステムのこれまでの取り組みの振り返りを通じて確認したその強みや課題を踏まえ、地域包括ケアシステムの更なる推進、関係機関との連携強化に取り組む。 (3) 事業者への支援、サービスの提供の定期的な評価を行い、サービスの質の向上を図る。 (4) 地域の関係機関等からの相談や多様な苦情解決の調整を行うとともに、必要に応じて緊急時の福祉的対応を行うことにより、問題の早期解決や予防に努める。	千円 —

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

保健福祉政策部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8 年度当初予算
	地域保健福祉の推進に係る 総合的調整 (保健福祉政策課) 次頁へ続く	「誰一人取り残さない 世田谷をつくろう」を基本方針に据えた「地域保健医療福祉総合計画」や各分野別計画などに沿って、保健福祉領域の施策の調整を総合的に進める。 (1) 総合計画の進行管理と、保健福祉領域内の総合調整、世田谷版地域包括ケアシステムの推進及び振り返り ①総合計画の進行管理と保健福祉分野の総合調整 総合計画の進行管理を行うとともに、高齢者、障害者、子ども、健康づくり等の各分野個別施策の推進等を支援する。総合計画の中間見直しについては、地域保健福祉審議会に諮問し、検討を開始する。 ②地域包括ケアの地区展開 まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会、児童館の四者の連携を進め、「福祉の相談窓口」を充実させるとともに、「参加と協働による地域づくり」を行う地域包括ケアの地区展開を推進する。 ③重層的支援体制整備事業による包括的支援の強化 制度の狭間の支援ニーズを抱えた区民や複雑化・複合化した課題等を抱えた区民への支援について、重層的支援体制整備事業を活用し、総合支所保健福祉センターを中心とした多機関協働事業を実施する。また、課題を抱えた方を早期に把握し、アウトリーチ支援や参加支援を行う。 ④保健福祉特別支援チームを核とした専門的支援と人材育成 複雑・複合的な課題を抱えるケースに対応する保健福祉センター職員に対して、区職員と専門職（弁護士・精神科医師・精神保健福祉士）で構成する保健福祉特別支援チームが支援チーム会議等において助言等バックアップを行う。また、支援チーム会議等で浮かび上がった課題について、研修や事例検討会を実施し、職員全体の対応力向上を目指し、地域のセーフティーネットを支える仕組みを強化する。 ⑤世田谷版地域包括ケアシステムの振り返り 世田谷版地域包括ケアシステムについてこれまでの取組みを振り返	千円 35,945

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

保健福祉政策部

8 年度当初予算

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8 年度当初予算
	前頁から続く 地域保健福祉の推進に係る 総合的調整	り、分析を行うことで、その強みや課題を再確認する。 (2) 地域保健福祉審議会の運営 地域保健福祉審議会を運営し、保健福祉施策の推進を図る。全区版の地域ケア会議として、地区及び地域の取組みや課題を共有するとともに、全区的な課題の解決に向けた対応を検討し、政策形成につなげる。令和 8 年度は昨年度に続き「対象を限らない見守り」をテーマに取り組む。 ※世田谷区実施計画推進状況（令和 8 年 3 月）施策 8-1 ※世田谷区実施計画推進状況（令和 8 年 3 月）施策 8-2	
	地域福祉活動等促進事業 (保健福祉政策課)	地域保健福祉等推進基金を活用し、区に寄附を行った区民の意向に配慮しながら、福祉的環境の整備等を目的として区内福祉施設等を運営する団体の活動を支援することにより、地域保健福祉活動の一層の促進を図る。	千円 17,700
	保健福祉サービス 質の向上の推進 (保健福祉政策課)	(1) 区に提出された苦情報告等を集計・分析し、苦情防止につながる情報提供を行う。 保健福祉サービス向上委員会を運営し、保健福祉サービス等の向上を推進する上で必要な支援・指導等に関する事項を審議する。 (2) 高齢介護・障害福祉・子どもの各サービスに係る第三者評価について、東京都の補助金を活用して、区立事業所の受審を行うとともに、民間事業者に対する受審費補助を行う。	千円 69,894
	保健福祉サービス 苦情審査会運営 (保健福祉政策課)	区民からの苦情申立てについて、学識経験者等で構成する苦情審査会にて、中立公正な立場で審査を行い、区に対し意見書を提出する。区は、この意見書を踏まえサービスの改善などに努め、その結果を苦情審査会に報告する。	千円 541

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

保健福祉政策部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8 年度当初予算
	社会福祉法人の 認可・指導監査 (保健福祉政策課)	区が所轄する社会福祉法人の認可等及び指導監査、並びに社会福祉法人等を社員とする社会福祉連携推進法人の認定等の事務について、法令に基づき適正かつ円滑に行う。 指導監査の実施にあたり、公認会計士等の同行支援業務の委託、及び指導検査業務システム（SDX）の共同利用を開始する。【新規】	千円 2,542
	住民税非課税世帯等への 物価高騰生活支援給付金 (保健福祉政策課)	(1) 令和 7 年度世田谷区住民税非課税世帯等への物価高騰生活支援給付金 ①支給対象者 令和 7 年12月22日に世田谷区に住民登録がある、令和 7 年度住民税非課税または均等割のみ課税世帯。 ②支給額 1 世帯あたり 2 万円	千円 1,396,982 (繰越明許費)
	福祉人材育成・研修 センター運営 (保健医療福祉推進課)	(1) 研修室を効率的に活用した事業を実施するため、指定管理者やプラザ内の他の事業と連携し進める。 (2) センターで実施する人材育成の事業を効果的、効率的に実施するため、学識経験者を含めた委員会や、センター事業に関する検討会を開催する。 ※世田谷区実施計画推進状況（令和 8 年 3 月）施策 9-4	千円 107,060
	保健医療福祉総合プラザ 維持運営 (保健医療福祉推進課)	(1) 保健福祉の全体調整機能を向上させ、運営協議会や地域交流会議を通じて事業の評価・検証を行うとともに、世田谷保健所と連携し、災害時医療救護本部等の円滑な運営体制を確立していく。 (2) 保健医療福祉総合プラザの管理運営を民間事業者のノウハウを活用し、効率的かつ効果的に行う。 (3) 民間施設棟について、基本協定に基づく運営及び維持管理等に関するモニタリングを実施し、運営状況の継続的な改善等を行っていく。 ※世田谷区実施計画推進状況（令和 8 年 3 月）施策10-3 ※新たな行政経営への移行実現プラン（令和 8 年 3 月）項目 5-16	千円 351,247

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

保健福祉政策部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8 年度当初予算																																					
	初期救急診療事業 及び心身障害児（者） 歯科診療事業 （保健医療福祉推進課）	(1) 初期救急診療所 ①対象者 入院を必要としない比較的症状の軽い方 ②診療科目 小児科、内科、歯科 ③実施場所等 <table><thead><tr><th>名 称</th><th>診療科目</th><th>平日準夜</th><th>土曜準夜</th><th>休日日中</th><th>休日準夜</th></tr></thead><tbody><tr><td>世田谷区医師会初期救急診療所</td><td rowspan="2">小/内</td><td rowspan="2">○ 小のみ</td><td rowspan="2">○</td><td rowspan="2">○</td><td rowspan="2">○</td></tr><tr><td>玉川医師会診療所</td></tr><tr><td>烏山診療所</td><td>小/内</td><td>—</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td></tr><tr><td>世田谷区歯科保健センター</td><td>歯</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td></tr><tr><td>輪番 (地域の診療所 6 か所(繁忙期 9 か所))</td><td>小/内</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td><td>—</td></tr><tr><td>輪番(地域の歯科診療所 2 か所)</td><td>歯</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td><td>—</td></tr></tbody></table> ④運営 ・区民等が夜間・休日に安心して受診できるよう、迅速な初期救急医療を安定的に提供する ・入院・手術等初期救急で対応が困難な場合は、急を要するならば救急搬送、そうでない場合は紹介状発行等を行う ・医療相談事業の実施や、初期救急医療の周知・普及を図る (2) 主に乳幼児の保護者を対象に、小児のための初期救急医療講座を実施する。 ※新たな行政経営への移行実現プラン（令和 8 年 3 月）項目 2-19 (3) 心身の障害等のため、一般の歯科診療所での診療を受けられない方への歯科診療を行う。	名 称	診療科目	平日準夜	土曜準夜	休日日中	休日準夜	世田谷区医師会初期救急診療所	小/内	○ 小のみ	○	○	○	玉川医師会診療所	烏山診療所	小/内	—	○	—	○	世田谷区歯科保健センター	歯	—	—	—	○	輪番 (地域の診療所 6 か所(繁忙期 9 か所))	小/内	—	—	○	—	輪番(地域の歯科診療所 2 か所)	歯	—	—	○	—	千円 723,160
名 称	診療科目	平日準夜	土曜準夜	休日日中	休日準夜																																			
世田谷区医師会初期救急診療所	小/内	○ 小のみ	○	○	○																																			
玉川医師会診療所																																								
烏山診療所	小/内	—	○	—	○																																			
世田谷区歯科保健センター	歯	—	—	—	○																																			
輪番 (地域の診療所 6 か所(繁忙期 9 か所))	小/内	—	—	○	—																																			
輪番(地域の歯科診療所 2 か所)	歯	—	—	○	—																																			
	次頁へ続く																																							

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

保健福祉政策部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算																		
	前頁から続く 初期救急診療事業 及び心身障害児（者） 歯科診療事業	① 実施場所 世田谷区口腔衛生センター ② 実施日時 <table><tr><td></td><td>月</td><td>火</td><td>水</td><td>木</td><td>金</td></tr><tr><td>午前 9 時～12 時</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>△ 2</td></tr><tr><td>午後 1 時～ 4 時</td><td>－</td><td>○</td><td>○</td><td>△ 1</td><td>○</td></tr></table> △ 1…第 1、4、5 を除く △ 2…第 2、4 を除く 祝日、年末年始は除く		月	火	水	木	金	午前 9 時～12 時	○	○	○	○	△ 2	午後 1 時～ 4 時	－	○	○	△ 1	○	
	月	火	水	木	金																
午前 9 時～12 時	○	○	○	○	△ 2																
午後 1 時～ 4 時	－	○	○	△ 1	○																
	在宅医療・介護連携の推進 （保健医療福祉推進課） 																				

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

総合支所 保健福祉政策部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	前頁から続く 在宅医療・介護連携の推進	(7) 医療職・介護職がグループワーク等を通じてそれぞれの役割や専門性について学ぶ医療・福祉連携研修を実施する。 ※世田谷区実施計画推進状況（令和8年3月）施策9-3	
	成年後見制度の利用促進 及び金銭管理支援事業 (生活支援課、保健福祉課、 健康づくり課) (生活福祉課)	(1) 成年後見センターにおいて、制度を必要とする高齢者等の早期利用促進や親族を含めた成年後見人への支援を行う。 地域連携ネットワークの構築により、成年後見活動を行っている専門職団体や関係機関との連携強化を図る。 住民税非課税の方などの低所得者層に向けた、後見人等への報酬助成や申立費用の助成支援制度について周知を行い、利用を促進する。 (2) 将来的な成年後見制度の利用件数の増加に対応するため、一般区民を成年後見人の候補者として養成する研修を実施するとともに、研修修了者を区長申立て事例等の後見人受任や成年後見制度の親族申立てに関する相談対応や制度説明会等に活用する。 (3) 世田谷区社会福祉協議会が実施する「あんしん事業（地域福祉権利擁護事業）」の契約準備期間において、当該事業と同様の内容のサービス（福祉サービス利用援助、日常的な金銭管理支援）を提供する事業をあんしん事業の支援開始に先立って実施する。 (4) 成年後見制度の区長申立て予定者または申立て中の方について、成年後見人等が選任されるまでの期間において、預金はあるものの払戻しができないことに起因する電気・ガス・水道等のライフラインの停止を防ぐため、区が必要な費用を立て替え、区民生活を支援する。	千円 154,359

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

保健福祉政策部 高齢福祉部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8 年度当初予算
新規	終活支援事業 (生活福祉課)	令和 8 年 7 月に開設を予定している世田谷区終活支援センターを中心に、関係機関との連携を強化しながら、終活に関する相談を総合的に受け止め、必要な支援につなげることで、区民一人ひとりの置かれている環境に応じた相談・支援ができる体制づくりに取り組む。 ※令和 8 年度当初予算概要 No. 13	千円 68,357
	地区・地域でつながり続ける支援の実施と住民との協働による地域づくりの推進 (生活福祉課) (介護予防・地域支援課)	重層的支援体制整備事業の一端を担う世田谷区社会福祉協議会において、まちづくりセンター、あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会、児童館の四者連携を基盤とした相談支援や活動への参加支援、地域づくりを推進する。 (1) 福祉の相談窓口や多様なアウトリーチ等により、生活上の課題を抱えた方の早期実態把握とともに、必要な支援につなげるための継続的なアウトリーチ支援や地域活動への参加支援など、課題解決のための支援を行う。 (2) 四者連携による協議の上、地区の課題解決に向けた協議体を運営し、住民や地域活動団体など多様な主体と協働しながら新たな生活支援サービスの開発を行うなど、支えあいによる地域づくりに取り組む。 ※世田谷区実施計画推進状況（令和 8 年 3 月）施策 8-2 ※新たな行政経営への移行実現プラン（令和 8 年 3 月）項目 1-33	千円 418,236
	日常生活支援事業 (生活福祉課)	高齢者や障害者、産前産後等で日常生活に支援が必要な場合に、地域住民である協力員が、家事や外出支援などの生活サービスを行う。	千円 34,999

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

総合支所 保健福祉政策部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8 年度当初予算
	災害時ボランティア 受入体制整備事業 (生活福祉課)	災害時に全国から集まる災害ボランティアを円滑に受け入れるため、災害ボランティアの受入体制の整備を推進する。災害ボランティアの調整を担うコーディネーターやコーディネーターのリーダーを養成するため、集会型での基礎講座をはじめ、随時受講可能な Y o u T u b e での基礎講座や、スキルアップ講座、専修講座など、体系的な研修を実施する。 避難所運営組織等と連携して合同訓練を実施するなど、関係づくりを進めるとともに受入体制を検証し、実効性を高めていく。 災害時におけるボランティアの活用等について、防災訓練や会議、行事等の場で説明し、理解促進を図る。	千円 43,366
	路上生活者対策 (生活支援課) (生活福祉課)	自立支援センター「大田寮」など特別区人事・厚生事務組合が実施する以下の事業を通じて、関係各所管と協力し、路上生活者の支援を行う。 自立支援センターは、5 年毎の輪番制により、第 3 ブロック内の渋谷区・大田区・品川区・世田谷区・目黒区の順番で設置しており、現在は大田区内に設置された自立支援センターにおいて、次の各事業を実施する。 (1) 巡回相談事業 巡回面接相談を通じ状況把握、路上生活者対策事業の紹介、利用斡旋する。 (2) 緊急一時保護事業 路上生活者の一時保護、宿所・食事の提供、生活相談、健康診断等を行う。 (3) 自立支援事業 緊急一時保護を利用した路上生活者のうち、就労意欲があり、自立の見込まれる方に就労支援、地域生活移行支援を行う。 (4) 地域生活継続支援事業 自立支援事業終了後、再び路上生活に戻らないよう生活・就労状況を把握し、必要に応じてアフターケアを行う。	千円 20,876
	次頁へ続く		

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

総合支所 保健福祉政策部 子ども・若者部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	前頁から続く 路上生活者対策	(5) 支援付地域生活移行事業 長期化・高齢化した路上生活者の方に対し、路上生活を脱却して、賃貸アパート等で安定した居宅生活を送ることを目的として実施。各ブロックに借り上げたアパートに入居後は、買物同行、金銭管理等、居宅生活継続のための相談支援等を提供し、地域生活に移行する。	
	ひきこもり支援 (生活福祉課)	令和4年4月に開設したひきこもり相談窓口「リンク」を中心に、関係機関との連携を強化しながら、きめ細やかな切れ目のない支援体制の強化や社会的理解の促進に取り組む。 (1) 関係機関の連携強化 重層的支援体制整備事業の支援会議やひきこもり支援連絡会等を活用し、関係機関との更なる連携強化に取り組む。 (2) きめ細やかな支援の充実 当事者や家族の個別の状況に応じ、適切に切れ目ない支援を行う体制を構築する。 (3) 当事者、家族の活動との連携 当事者・家族の活動をサポートするとともに、ピアサポートの場から専門機関につながる仕組みの充実を図る。 ※世田谷区実施計画推進状況（令和8年3月）施策9-2	千円 184,581
	生活困窮者自立促進支援 事業の実施 (生活支援課、 子ども家庭支援課) (生活福祉課) (子ども家庭課)	1. 世田谷区生活困窮者自立相談支援センター「ぷらっとホーム世田谷」と、各総合支所保健福祉センター生活支援課、生活福祉課が連携し、生活困窮者及び生活保護受給者の自立を支援する (1) 各総合支所保健福祉センター生活支援課 各総合支所保健福祉センター生活支援課に自立促進担当を設置し、生活困窮者及び生活保護受給者のうち、自立促進支援事業での支援が必要と思われる者について、「ぷらっとホーム世田谷」への情報提供を行うとともに、支援調整会議において支援プランの検討を行う。 (2) 「ぷらっとホーム世田谷」 生活困窮者等に対して、各総合支所保健福祉センター生活支援課と連携	千円 455,242
	次頁へ続く		

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

総合支所 保健福祉政策部 子ども・若者部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	前頁から続く 生活困窮者自立促進支援事業の実施	し、一人ひとりの課題やニーズに応じた支援プランを作成し、住居確保給付金支給事業、就労支援や就労準備支援、地域居住支援、家計改善支援、フードパントリー等の総合的な支援を行う。就労支援は株式会社パソナへの委託、その他は世田谷区社会福祉協議会への委託により実施する。 2. 貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯等の子どもに対する支援を充実させる。 (1) 生活困窮世帯等の子どもの支援事業 生活保護受給世帯及び生活困窮世帯の子どもを対象に、ボランティア等との世代間交流を通じた社会性の育成支援、学習習慣の定着等を目的とした自主学習支援、食育等を通じた日常生活習慣の形成支援を行う。世田谷区社会福祉協議会への委託により実施する。 (2) ひとり親家庭の学習支援事業 ひとり親家庭の学習支援事業「かるがもスタディールーム」について、生活困窮家庭等の子どもを含め区内5か所で実施する。学習支援とともに進学相談等の支援を実施する。 (3) 生活困窮世帯等の子どもの成長と家庭の生活の安定に向けた学習・生活支援の拠点事業 「まいふれいす」を区内北部・南部の2か所にて実施する。 (4) 生活困窮世帯の高校生等に対する学習支援事業 塾や家庭教師を利用していない生活困窮世帯の高校生・中学3年生を対象にした学習支援「まなラボ」を区内3カ所の児童館にて平日夜間に実施する。	

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

保健福祉政策部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8 年度当初予算
	生活安定支援事業 (生活福祉課)	(1) 受験生チャレンジ支援貸付事業 世田谷区生活困窮者自立相談支援センター「ぷらっとホーム世田谷」で世田谷区社会福祉協議会が相談員を配置し、学習塾等の受講費用や高校、大学等の受験費用の貸付について、相談・受付業務を行う。 (2) 子ども食堂の推進補助 区内の子ども食堂を実施する個人や団体に対し、経費助成や立ち上げ時のコーディネート等を行い、子ども食堂を通じた子ども等の食を支援する社会福祉協議会の取組みに対し支援を行う。なお、東京都の子供食堂等居場所支援事業による補助金額の拡充に伴い、世田谷区で実施する補助金額も同様に拡充する。 (3) 食の支援事業 地域で支える食の支援事業の充実を図るため、食の支援の基盤づくりと区民・事業者等が参加するネットワーク強化を目指す社会福祉協議会の取組みに対し支援を行う。	千円 83,898
新規	区民葬儀助成事業 (生活福祉課)	区民葬儀利用者のうち、区が指定する一部民間火葬場（区民葬儀の取扱いを止めたことにより、令和8年度より火葬券が利用できなくなった代々幡斎場、桐ヶ谷斎場など）において、最も低廉な火葬料金を支払った方を対象とした23区共通の新たな助成制度を実施する。	千円 23,949
	中国残留邦人等に対する支援 (生活福祉課)	(1) 支援給付の実施 世帯の収入が一定基準に満たない中国残留邦人等とその配偶者の生活安定を目的として、生活支援給付等を行う。 (2) 支援・相談員 中国残留邦人等に理解が深く、中国語ができる支援・相談員を配置し、支援給付事務の補助や通院に伴う通訳等を行う。 (3) 地域生活支援事業 中国残留邦人等交流会や、日本語学習のための教材費や交通費の支給を行う。	千円 45,611

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

総合支所 保健福祉政策部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	生活保護事業 (生活支援課) (生活福祉課)	生活保護法に基づき、生活に困窮する者に対して困窮の程度に応じて生活扶助等を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長するために必要な支援を行う。 生活保護申請時の生活状況、健康状態や就労意欲等を的確に把握し、受給者の同意のもと、それぞれの状況に応じた支援方針を立て、安心できる生活を保障するとともに、生活相談者の相談内容を分析し、より効果的な自立に向けた支援事業の検討を行う。 各総合支所保健福祉センター生活支援課での生活保護費等取扱いによる事故防止の一環として、事務室内での現金を取り扱う機会縮減を図る。	千円 23,038,243
	生活保護受給者就労支援事業 (生活支援課) (生活福祉課)	各総合支所保健福祉センター生活支援課に就労支援専門員を配置し、ハローワークやぷらっとホーム世田谷と連携を図りながら、専門的な立場から指導助言を行うなど、被保護者の就労支援を実施する。	千円 20,467
	被保護者居宅生活安定化支援事業 (生活支援課) (生活福祉課)	(1) 支援内容 必要に応じて訪問や通院同行、医療機関等との連絡調整、服薬に係る助言等の支援を行う。 (2) 実施方法 精神保健福祉事業の実績のある団体に委託して実施する。	千円 43,537
	生活保護受給者金銭管理支援事業 (生活支援課) (生活福祉課)	(1) 支援内容 生活保護受給者の同意のもと、支援計画に基づき、生活保護費や年金等の日常生活費の管理、公共料金等の支払の代行、預金通帳等の財産保全に必要な書類管理などの支援を行う。 (2) 実施方法 金銭管理支援事業の実績のある団体に委託して実施する。	千円 55,582

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

総合支所 保健福祉政策部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	被保護者自立促進事業 (生活支援課) (生活福祉課)	(1) 支給内容 ・就労支援 ・社会参加活動支援 ・地域生活移行支援 ・健康増進支援 ・次世代育成支援 (2) 支給方法 被保護者からの支給申請に基づき、例月の保護費と併せて支給する。	千円 40,908
新規	生活保護世帯等エアコン 購入費等助成 (生活支援課) (生活福祉課)	エアコンを設置していない、又は設置しているが故障等により使用ができない生活保護世帯または低所得世帯に対し、エアコンの購入及び設置に要する費用を給付することで、生活環境の改善を図り夏季における熱中症による健康被害の予防を図ることを目的とする。 ※令和8年度当初予算概要 No.14	千円 16,000
	生活保護適正化事業 (生活支援課) (生活福祉課)	各総合支所保健福祉センター生活支援課に年金・資産調査専門員を配置し、年金や手当等の受給権及び扶養義務者の調査、動産・不動産の資産及び収入状況の調査を行う。また医療機関への適正受診に係る指導や後発医薬品の案内等を行うなど、生活保護事務の適正な執行を図る。 各総合支所保健福祉センター生活支援課に生活支援専門員（警察官経験者）を配置し、来所者及び職員の安全確保、被保護者の面接への同席、被保護者宅への訪問同行等を行う。 世田谷総合支所保健福祉センター生活支援課に第三者行為求償事務を行う専門員を配置する。 医療扶助について、医療扶助レセプト点検を活用した適正受診の推進。また、被保護者健康管理支援事業による生活習慣病の発症やその重症化予防を推進し、医療扶助費の適正な執行を図る。	千円 96,286

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

総合支所 保健福祉政策部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8 年度当初予算
新規	相談機能強化に係る訪問用 タブレットの導入 (生活支援課) (生活福祉課)	「福祉の相談窓口」をバックアップする総合支所保健福祉センターにおける支援体制の強化のため、生活支援課にケースワーカー業務用タブレットを導入し、訪問時における個人情報の紛失リスクの軽減や事務効率化に取り組む。 ※新たな行政経営への移行実現プラン（令和 8 年 3 月）項目 1-30	千円 13,794
新規	被保護者自立高齢世帯 生活状況調査及び日常生活 支援業務 (生活支援課) (生活福祉課)	「福祉の相談窓口」をバックアップする総合支所保健福祉センターにおける支援体制の強化のため、生活保護を受けている高齢者受給者のうち、介護等を要しない世帯への訪問調査を委託化し、高齢者世帯の課題について見過ごしの防止を行うとともに、ケースワーク業務を充実させる。 ※新たな行政経営への移行実現プラン（令和 8 年 3 月）項目 1-30	千円 14,436
新規	生活保護追加給付に係る 事務 (生活支援課) (生活福祉課)	生活保護費の基準額の引き下げを違法だと認めた令和 7 年 6 月の最高裁判決を受け、国が示した基準に合わせ、該当する受給者に追加支給する。	千円 33,196 (繰越明許費 14,000千円含む)
	国民健康保険の運営 (国保・年金課、 保険料収納課) 次頁へ続く	1. 標準準拠システムへの移行に向けて取り組む 令和 6 年度に実施したベンダーとのヒアリング結果を踏まえながら、記号番号枯渇化の課題の解消も視野に、令和 11 年 1 月導入を目途に詳細を調整していく。 2. 子育て世帯の保険料負担軽減への取り組み【新規】 令和 9 年度より、子どもに係る均等割保険料の 5 割を軽減する措置の対象が未就学児から高校生年代まで拡充される予定である。実施に伴うシステム改修や制度周知などの準備を進めていく。 3. 資格の適正化と保険料収納率の向上を図る。 (1) 資格の適正化 オンライン資格確認の活用により、健康保険等加入者への国保脱退手	千円 1,143,219

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

保健福祉政策部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	前頁から続く 国民健康保険の運営 次頁へ続く	続きの勧奨を積極的に行うことで、資格の適正化を図る。 (2) 納付相談の充実 物価高騰の影響等を踏まえ、保険料の納付が困難な世帯について、今後の納付計画の相談や経済的に困窮している方の適切な支援につながるように窓口を案内するなど、丁寧な納付相談を実施する。 (3) 納付者の利便性の向上 We b口座振替受付サービス等の周知を広く行うなど、口座振替の加入勧奨を強化する。更に電子マネーほかキャッシュレス決済等の納付方法の周知に努める。 (4) 現年度分の収納対策 口座振替新規登録キャンペーンを始めとした口座振替促進及び通年型個別催告による納付勧奨強化を実施し、更なる収納率向上を目指す。また、口座引落不能者への早期の通知等により、未納の早期解消や発生防止に努める。 (5) 滞納整理 電子データによる預貯金等照会サービスの活用により、財産調査を強化し、納付交渉を効果的に行うとともに、支払能力がないと判断した場合は、滞納処分の執行停止を行う。また、引き続き高額・困難班を設置し、滞納の累積を縮減する取組みを行う。 (6) 外部委託による事務改善の推進 口座振替登録、通年型個別催告等の業務委託を行い、事務改善を推進する。 ※新たな行政経営への移行実現プラン（令和8年3月）項目 1-10 ※新たな行政経営への移行実現プラン（令和8年3月）項目 3-5 4. 医療費の適正化を図る (1) 医療機関等レセプトの実効的な点検 国保総合システムの機能を活用し、引き続き実効的なレセプトの審査・是正に取り組む。	

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

保健福祉政策部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	前頁から続く 国民健康保険の運営	(2) 医療費通知の送付 健康と医療保険制度に対する意識啓発を図るため、被保険者ごとに医療費の総額等を通知する。 (3) 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の利用促進 引き続き、先発医薬品から後発医薬品に切り替えた場合の薬剤費用額の差額について通知する。また、ジェネリック医薬品希望シールを差額通知書発送時に同封するとともに、くみん窓口等の各窓口でも配布することにより、後発医薬品の利用促進を図る。 5. 国民健康保険制度の趣旨普及 区ホームページ等を活用した情報提供の在り方について検討を進め、保険料率算定方法の分かりやすい周知とともに、被保険者の理解促進を図る。	
	特定健診・特定保健指導等 (国保・年金課) 次頁へ続く	1. 特定健診等の実施 国民健康保険被保険者（40歳以上74歳以下）を対象とした特定健診及び、後期高齢者医療制度加入者（75歳以上の区民）を対象とした長寿健診を実施する。特定健診の未受診者対策として、SMSによる受診勧奨を行うとともに、関係機関と連携し、広報誌への受診勧奨記事の掲載等を通じて、受診率の向上に取り組む。 2. 特定保健指導の実施 生活習慣病のリスクを有する者に対し、特定保健指導を実施する。利用勧奨策として、健康ポイント事業に特定保健指導利用者向けの専用申込フォームを追加し、利用者の動機づけを強化することで、利用率の向上を図る。 3. 重症化予防事業 糖尿病性腎症重症化予防事業については、後期高齢者の特性を踏まえた保健事業とあわせて実施する。また、生活習慣病発症予防事業については、関係所管と連携しながら事業の評価・検証を行い、必要に応じて事業内容の改善を図る。	千円 1,485,410

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

保健福祉政策部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	前頁から続く 特定健診・特定保健指導等	4. 高齢者の特性を踏まえた保健事業 健診データ等を活用して地域の健康課題を分析し、課題の把握を行うとともに、ふれあい・いきいきサロン等において、健康教室や健康相談を関係所管と連携して実施する。	
	後期高齢者医療制度の実施 (国保・年金課)	1. 東京都後期高齢者医療広域連合と連携して円滑に事務を運営し、被保険者の資格確認書の発行、保険料の徴収、各種保険給付等の申請・届出の受付・審査を行う。 2. 令和8・9年度の保険料率改定に際し保険料負担の見直しが行われた。令和8年度から子ども・子育て支援金分の徴収が新たに始まるため、問合せに対して丁寧な説明に努める。 3. 保険料徴収について、広報物の内容やレイアウト、封筒デザインを改良し納付意識を高める工夫を図る。また、資力がある保険料滞納者には滞納処分を行う。 4. 被保険者は中長期的に漸増傾向にあり、制度上の制約を踏まえ、資格管理、保険料徴収及び給付申請受付に係る各事務に適切に対応していく。 5. 令和9年1月から後期高齢者医療システムが国の仕様書に基づく標準準拠システムになる。事業者と調整を重ね、遅滞のない移行及び稼働をめざす。	千円 28,743,062

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

総合支所 高齢福祉部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8 年度当初予算
	高齢者見守り施策の推進 (地域振興課、保健福祉課) (高齢福祉課、 介護予防・地域支援課)	(1) 民生委員ふれあい訪問 介護保険サービスを利用していない等の対象高齢者宅を民生委員が訪問する。 (2) あんしん見守り事業 あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）に見守りコーディネーターを配置し、ひとりぐらし・高齢者のみ世帯等で社会的孤立のおそれのある高齢者を対象に、見守り事業を行う。 ①見守り訪問及び見守り相談の実施 ②見守りサービスに関する情報の集約 ③区民ボランティアによる見守り訪問の実施（一部シニアボランティア・ポイント事業を活用） (3) 高齢者安心コール ①高齢者や高齢者の親族や近所の方からの見守り相談も含めた24時間365日対応の電話相談を行う。 ②必要に応じて、ボランティアによる訪問を行い、援助を実施する。 ③見守りを必要とするひとりぐらし高齢者等に対し、定期的に安否確認を行う電話訪問サービスを行ってきたが、ひとりぐらし高齢者の見守り機器利用補助事業の開始に伴い、令和7年度末で新規受付を停止し、令和8年度末をもって事業を終了する。 ※新たな行政経営への移行実現プラン（令和8年3月）項目1-37 (4) 地区高齢者見守りネットワーク まちづくりセンターとあんしんすこやかセンター、社会福祉協議会、町会・自治会、地域の活動団体などが参加する地区高齢者見守りネットワークなどにより高齢者を見守り、適切な支援につなぐ。 (5) 事業者との連携による見守り 区内で事業を展開する事業者と高齢者見守り協定を締結して、支援が必要な高齢者を早期に把握し、適切な対応を図り孤立死の防止に努める。	千円 194,039
	次頁へ続く		

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

総合支所 高齢福祉部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	前頁から続く 高齢者見守り施策の推進	(6) ひとりぐらし高齢者の見守り機器利用補助【新規】 本事業に登録された見守り機器サービス事業者とサービス契約を行ったひとりぐらしの高齢者に対して、月額 1,000 円を上限に月額利用料の一部を補助する。 ※令和 8 年度当初予算概要 No. 12	

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

高齡福祉部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8 年度当初予算
	高齡者補聴器購入費助成 (高齡福祉課)	中等度難聴や片耳が高度以上の難聴があり、医師に補聴器が必要と認められた前年度の住民税が非課税の高齡者に、補聴器購入費 5 万円（上限）を助成する。本助成から 5 年以上経過した後は、本助成金の再交付も可能となる。	千円 44,956
	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設の整備促進 (高齡福祉課)	【特別養護老人ホーム】 (1) 社会福祉法人に対する建設費助成 ・ 10施設(償還金補助) (2) 社会福祉法人に対する大規模改修費補助 ・ 0施設（令和8年度実施事業者なし） 【介護老人保健施設】 医療法人等に対する建設費助成 ・ 3施設（償還金補助）	千円 56,600
	都市型軽費老人ホームの整備促進 (高齡福祉課)	都市型軽費老人ホームの整備に対する補助（予定） ※世田谷区実施計画推進状況（令和8年3月）項目9-1	3 か所 千円 27,040

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

高齢福祉部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8 年度当初予算
	地域密着型サービス拠点の整備促進 (高齢福祉課)	(1) 地域医療介護総合確保基金及び都の補助制度を活用し、整備を促進する。 (2) 未整備圏域については、区独自補助を行う。 (3) 整備に対する補助(予定) ・認知症対応型共同生活介護 2 か所 ・小規模多機能型居宅介護 1 か所 ・看護小規模多機能型居宅介護 2 か所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 1 か所 ・地域密着型特別養護老人ホーム 1 か所 (4) 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金(ハード交付金) 5 か所 ※世田谷区実施計画推進状況(令和8年3月)項目9-1	千円 181,597
	高齢者福祉施設改修工事 (高齢福祉課)	(1) 高齢者施設の修繕 1 か所 (2) 高齢者施設の中長期保全計画に基づく改修 2 か所	千円 111,921

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

高齢福祉部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	福祉人材の確保・育成 (高齢福祉課) 次頁へ続く	1. 福祉・介護人材の発掘・確保及び介護事業者への経営改善支援 (1) 世田谷区福祉人材育成・研修センター（以下「研修センター」という。）やハローワーク等と連携し、未就労有資格者の掘り起こしや、講座、就職相談・面接会、イベント、施設見学会、職場体験、区広報掲示板へのポスター掲示等の広報啓発など多様な方法で区内事業所への就労支援を行う。 (2) 介護職員初任者研修課程の受講料助成 ・助 成 額 72,000円上限 ・予定人数 66名 (3) 区内小・中学校、高等学校への出前入門講座や、小学生とその保護者及び中学生・高校生を対象とした「夏休み小・中・高校生福祉体験」を実施し、福祉・介護の仕事に対する興味・関心の醸成とイメージの向上を図り、就労のきっかけづくりを行う。 (4) 介護の未経験者が受講しやすい「入門的研修」など、介護人材のすそ野拡充に向けた取組みを実施する。 (5) 介護人材の採用活動用パンフレットの作成経費等を助成する「介護人材採用活動経費助成事業」や、特養ホームや地域密着型サービス事業所等に勤務する介護職員等の宿舍借り上げ経費の一部助成事業などにより、人材確保に向けた事業所の取組みを支援する。 (6) 電動アシスト自転車等購入費用助成 ケアマネジャー・ホームヘルパーの負担軽減を図るため、電動アシスト自転車・予備用バッテリー等の購入費用及び暑熱対策物品の購入費用を助成する。 (7) 介護事業者経営改善支援事業 区内の介護事業者に対して経営診断を行い、抽出された課題の解決に向けた改善策を提案し、改善策が効果的に実行されるよう、進捗確認や助言などのサポートを行う。令和8年度は、オンラインによる経営相談会や3か月間の短期集中型の簡易伴走支援等、支援メニューを拡充し、実施する。	千円 318,084

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

高齢福祉部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	前頁から続く 福祉人材の確保・育成 次頁へ続く	(8) スポットワーク支援助成事業【新規】 介護人材不足の解消を図るため、介護事業者のスポットワーク活用にかかる手数料を助成する。 (9) 介護のしごと魅力発信事業 研修センターにて映像やポर्टレートなどを作製し、各種事業において介護のしごとの魅力発信を行う。 ※令和8年度当初予算概要 No.11 ※世田谷区実施計画推進状況（令和8年3月）項目9-4 ※新たな行政経営への移行実現プラン（令和8年3月）項目5-10 2. 福祉・介護人材の専門性の向上 研修センターが行う研修により、福祉・介護人材の専門性の向上を図る。 ①職務別研修 ②知識・技術向上研修 ※世田谷区実施計画推進状況（令和8年3月）項目9-4 ※新たな行政経営への移行実現プラン（令和8年3月）項目5-10 3. 福祉・介護人材の定着・育成・質の向上 (1) 研修センターが行う研修等により、福祉・介護人材の定着・育成・質の向上を図る。 ①介護従事者養成事業 ②階層別研修 ③相談事業（面接相談・メール相談） (2) 研修費等の助成 ①登録ヘルパー研修受講助成 ・助 成 額 1 時間1,000円 ・予定人数 103名	

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

高齢福祉部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	前頁から続く 福祉人材の確保・育成	4. 福祉・介護人材の確保・育成のための施策の見直し・充実に向けた検討 (1) 福祉人材育成・研修センターが行う事業について、運営委員会・検討会での評価・検証を踏まえ、事業の改善、効果的な運営に努める。 (2) 「世田谷区介護人材対策推進協議会」において、介護サービス事業者、国や都の関係機関等との連携を図りながら中長期的な視点も含めた施策を推進する。 ※予算額は、1 (1) (3) (4)、2、3 (1)、4 を除いた額。上記にかかる予算は福祉人材育成・研修センター運営（保健医療福祉推進課）で計上。 ※世田谷区実施計画推進状況（令和8年3月）項目9-4 ※新たな行政経営への移行実現プラン（令和8年3月）項目5-10	8年度当初予算
	物価高騰対策支援事業 （高齢福祉課）	近年の物価・光熱費の高騰による高齢者施設への影響を踏まえ、都は、令和7年度に実施した介護サービス事業所等物価高騰緊急対策事業を、期間を延長して実施する方針を示したため、区においても、同事業の対象外となる地域密着型サービス事業所への物価高騰対策支援事業を延長し、実施する。	千円 29,844 （繰越明許費）

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

高齡福祉部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	ひとりぐらし高齢者等の 安全確保 (高齡福祉課)	(1) 救急通報システムの貸与 ひとりぐらし高齢者・高齢者のみ世帯、日中独居世帯の高齢者で、慢性疾患がある等日常生活を営むうえで常時注意を要する状態にある方に、救急通報（旧緊急通報）ができる機器を貸与する。 (2) 火災安全システムの給付 65歳以上で要支援・要介護認定を受けている方、またはひとりぐらし高齢者の方で、防火の配慮が必要な方に居宅での生活をより安全にする住宅用防災機器(電磁調理器)を給付してきたが、令和8年度末をもって事業を終了する。 ※新たな行政経営への移行実現プラン（令和8年3月）項目1-37 (3) 福祉電話料助成 ひとりぐらし高齢者で住民税が非課税の方が、緊急時の連絡手段を確保できるよう、電話料金を月額1,000円助成してきたが、令和5年度末にて新規受付を停止し、ひとりぐらし高齢者の見守り機器利用補助事業の開始に伴い、令和8年度末をもって事業を終了する。 ※新たな行政経営への移行実現プラン（令和8年3月）項目1-37	千円 24,374

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

総合支所 高齢福祉部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	高齢者虐待対策事業 (保健福祉課) (高齢福祉課)	(1) 高齢者虐待対策地域連絡会の運営 地域の関係機関や虐待問題に関する学識経験者、医療、警察等関係者参加による連絡会を開催し、高齢者虐待の対応やネットワークの充実を図る。 (2) 高齢者虐待に対する対応力の向上 虐待対応ケア会議へのアドバイザーの派遣や事例検討を中心とした研修等を通し、あんしんすこやかセンターや保健福祉課職員等の対応力の向上を図る。 (3) 緊急時のホームヘルパー派遣や特別養護老人ホームの入所措置 老人福祉法に基づき、ホームヘルパーの派遣や特別養護老人ホーム入所措置による対応を図る。 (4) 被虐待高齢者の一時生活援助施設の運営 被虐待高齢者の一時生活援助施設の運営を行う。	千円 52,731

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

総合支所 高齢福祉部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	介護保険制度の運営 (保健福祉課) (高齢福祉課、介護保険課、 介護予防・地域支援課)	第9期介護保険事業計画に基づき、介護保険制度を円滑に運営する。 1. 相談・申請・認定調査及び認定審査会等を円滑に実施する。 介護保険に関する相談に応えるとともに、要介護認定の新規・更新等に係る申請に対し、受付から認定調査及び認定審査会における審査・判定を迅速かつ公平・公正に進める。 2. 介護保険制度の円滑な運営に向けた取組みを進める。 (1) 保険料収納率の向上 要介護認定申請時における納付勧奨や電話催告センターの委託等、保険料収納率の向上に努める。また延滞金の徴収について、引き続き適切な周知に努め、滞納者に自主納付を促すとともに、応じない場合には滞納処分を行い、収納率の向上を図る。 (2) 介護給付の適正化 要介護認定の適正化、ケアプラン等の点検、医療情報との突合・縦覧点検を実施し、効果的・効率的な給付適正化の取組みを進める。 (3) 保険者機能の強化 国が示した保険者機能強化推進交付金に係る評価指標を活用し、保険者機能の強化に取り組む。 (4) 介護保険サービスの質の向上 事業者への運営指導や集団指導等を実施するとともに、介護職員等を対象とした研修事業や事業者団体の自主活動に対する支援等を行う。また、事業者の経営改善支援に取り組むとともに、介護職員の負担軽減や処遇改善のため、介護事業所におけるケアプランデータ連携システムの活用を促進するための事業等を行う。	千円 950,701

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

高齢福祉部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8 年度当初予算
	介護保険料の減免及び軽減 (介護保険課)	1. 介護保険料の支払いが困難な低所得者の保険料を減額する。(区独自) (1) 対象者 保険料区分が第 2、第 3 段階で、年間の収入150万円・預貯金等350万円以下(単身の場合)などの要件を満たす方 (2) 減額内容 第 2 段階 36,550円→26,376円に減額 第 3 段階 48,984円→33,912円に減額 (3) 令和 7 年度減額実績 40人	
	介護サービス 利用者負担額の軽減 (介護保険課)	1. 低所得者が必要なサービスを利用できるよう、国・都の制度(生計困難者等に対する利用者負担額軽減事業)に区独自の上乗せ助成を行うとともに区独自で軽減を行う。 (1) 国制度(区独自上乗せ助成含む) 軽減率 介護費60% 食費・居住費25% (2) 都制度(区独自上乗せ助成含む) 軽減率 介護費60% 食費・居住費25% (3) 区独自制度 軽減率 介護費50% (4) 令和 7 年度実績 399人(確認証発行数)	千円 45,125

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

高齢福祉部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	シニアボランティア ・ポイント事業 (介護保険課)	1. 高齢者の健康づくりと介護予防の取組みを支援するため、ボランティア研修を受講した65歳以上の区民が、登録施設でボランティア活動を行った場合に、1時間または1回の活動につき1ポイント(100円相当、年間12,000円上限)を付与する。 (1) 令和7年度実績 研修受講者数 191名 登録施設数 157施設 (登録施設にはあんしんすこやかセンター、高齢者安心コール事業を含む)	千円 2,925

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

高齢福祉部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8 年度当初予算
	介護予防・日常生活支援 総合事業等の実施 (介護予防・地域支援課、 介護保険課)	1. 総合事業の円滑な実施 要支援認定者等を対象としたサービス・活動事業及び65歳以上の区民を対象とした一般介護予防事業を実施する。介護予防・自立支援における身体活動、栄養・口腔、社会参加の重要性の普及啓発、区民の支えあい意識の醸成を図り、社会参加による介護予防の取組み及び多様な主体によるサービスの充実を図る。 ※世田谷区実施計画推進状況（令和8年3月）項目7-3 2. サービス・活動事業の実施 (1) 訪問型サービス ①指定相当型訪問介護サービス(※) ②指定生活援助サービス(※) ③支えあいサービス シルバー人材センターや社会福祉協議会に登録した住民により簡単な家事援助を行う。 ④専門職訪問相談 理学療法士等の専門職による訪問指導を実施する。(1回1時間程度) (2) 通所型サービス ①指定相当型通所介護サービス(※) ②指定運動器機能向上サービス(※) ③地域デイサービス NPO等の地域活動団体により、食事を含む心身活性化のための活動を実施する。	千円 1,874,342
	次頁へ続く		

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

高齢福祉部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	前頁から続く 介護予防・日常生活支援 総合事業等の実施	(4) 地域リハビリテーション活動支援事業 住民運営の通いの場へリハビリテーション専門職等を派遣する。 介護予防ケアマネジメント事例について、多職種が参加する事例検討会を実施する。 ※世田谷区実施計画推進状況（令和8年3月）項目7-3 4. 高齢者の外出促進 (1) せたがやデジタルポイントラリー事業 専用のスマートフォンアプリを活用し外出することがインセンティブとなるポイントラリー事業で、高齢者の積極的な外出を促進し、歩くことを通じた健康の増進に加え、人との交流、地域活動への参加やデジタルデバイドの解消等に繋げ、高齢者の健康寿命の延伸等を図る。	

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

総合支所 高齢福祉部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	「世田谷区認知症とともに生きる希望条例」に基づく認知症施策の総合的な推進 (保健福祉課) (介護予防・地域支援課)	1. 認知症施策の総合的な推進 「世田谷区認知症とともに生きる希望条例」(以下「希望条例」という。)(令和2年10月施行)、「第2期世田谷区認知症とともに生きる希望計画(令和6年度～8年度)」(以下「希望計画」という。)に基づき、認知症在宅生活サポートセンターを拠点とし、認知症の本人や家族、多様な関係者と連携・協働しながら認知症施策を総合的に推進する。 「世田谷区認知症施策評価委員会」の運営を適正に行う。 (1) 本人発信・社会参加の推進 本人が自ら思いを発信できる場や社会で活躍できる場を広げるとともに、本人同士が出会える機会の創出及びピアサポートの場づくりを進める。 【主な取組み】 ① 本人が自ら発信・社会参加する機会の拡充 ② 本人同士の出会いとピアサポートの体制づくり ③ 本人が意欲的に働き、活躍できる場づくり ④ 認知症バリアフリーの推進 (2) 条例の考え方・理解を深める取組み 多様な機会や媒体を活用し、誰もが認知症を「自分ごと」と捉え、希望のある新しい認知症観へと転換できるよう、条例の考え方の理解を深める取組みを推進する。また、地域情報を収集・共有できるよう、あんしんすこやかセンター等との連携を深める。 【主な取組み】 ① 多様な媒体や機会を活かした区民への情報発信 ② 教育分野との連携 ③ 認知症あんしんガイドブックの普及	千円 113,093
	次頁へ続く		

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

総合支所 高齢福祉部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8 年度当初予算
	前頁から続く 「世田谷区認知症とともに生きる希望条例」に基づく認知症施策の総合的な推進	(3) 備えの推進「私の希望ファイル」 認知症になってからも、安心して自分らしく暮らし続けていくための「備え」の大切さについて発信するとともに、本人が希望を表出し、その希望を実現していく取組みを進める。 【主な取組み】 ①「私の希望ファイル」の取組みの推進 ②健康の保持増進とこれからの「備え」の推進 ③本人の希望に寄り添う専門職の質の向上 (4) 地域づくりの推進 区民・地域団体・関係機関・事業者等が本人とともに協働するアクションを全区で展開しながら、認知症の本人を含め、誰もが希望を持って暮らせる地域をつくる。 【主な取組み】 ①地域のネットワークを活かした地域づくりの推進 ②区民等が交流する場における地域情報の共有 ③パートナーの意識醸成とアクションチームの発展 ④安全・安心な外出を守る取組みの推進 (5) 暮らしと支えあいの継続の推進 もの忘れ相談や診断直後のケア、意思決定支援・権利擁護等、本人及び家族等への関わりや相談支援体制を強化し、併せてセーフティーネットの充実を図る。 【主な取組み】 ①意思決定支援・権利擁護の推進 ②本人や家族への相談支援体制の強化 ③診断後支援の充実 ④セーフティーネットの充実 ⑤医療機関との連携 ※世田谷区実施計画推進状況（令和 8 年 3 月）項目 9-4	

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

総合支所 保健福祉政策部 高齢福祉部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	あんしんすこやかセンター (地域包括支援センター) の運営 (介護予防・地域支援課) (保健福祉課) (保健医療福祉推進課)	1. あんしんすこやかセンターの運営 (1) 高齢者の自立支援を目的として、介護予防・日常生活支援総合事業等から適切にサービスを選択できるよう介護予防ケアマネジメントを実施する。 (2) 高齢者の総合相談・支援 ①面接、訪問等の各種相談に対し、サービスの利用調整等、総合的に対応する。 ②見守りや介護予防などの支援の必要性が高い高齢者を把握するため、実態把握訪問を実施するとともに、戸別訪問等による相談を推進する。 ③あんしんすこやかセンター職員に対し、相談対応力の向上を図るための研修等を行う。 (3) 虐待の防止や成年後見の活用等の権利擁護について、普及啓発を図るとともに、専門相談機関への紹介を含めて適切な相談対応を実施する。 (4) 高齢者の状態変化に応じた適切なケアマネジメントが行われるよう、介護支援専門員に対する相談、助言等の個別的支援を行う。 (5) 戸別訪問等から支援を必要とする区民を把握し、介護予防活動につなげる。また、介護予防対象者の早期発見及び介護予防推進のための講座を実施する。(再掲) (6) 「希望条例」及び「希望計画」に基づき、認知症専門相談(もの忘れ相談)業務を始めとした取組みを実施する。(再掲) また、認知症初期集中支援チーム事業の円滑な実施に向けて関係各所と連携を図り対応する。 (7) 介護保険の要支援・要介護認定等の受付や保健福祉サービスの利用調整等を行う。	千円 1,133,745
	次頁へ続く		

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

総合支所 保健福祉政策部 高齢福祉部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	前頁から続く あんしんすこやかセンター (地域包括支援センター) の運営	(8) 高齢者の地域生活を支えるネットワークづくり 地区団体、医療機関、民生委員、介護事業者等とのネットワークづくりを推進する。 ※世田谷区実施計画推進状況（令和8年3月）施策9-2 2. 地域包括支援センター運営協議会の運営とあんしんすこやかセンターの評価の実施 (1) 学識経験者、職能団体、介護保険被保険者等で構成する地域包括支援センター運営協議会において、あんしんすこやかセンターの設置、運営等についての確認や検討を行うことにより、あんしんすこやかセンターの適切、公正かつ中立な運営を確保する。 (2) 地域における様々な地域資源との連携体制の構築等、地域包括ケアの推進に向けた支援を行う。 (3) あんしんすこやかセンターの事業運営の質の向上のため、地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえ評価を行う。 3. 福祉の相談窓口としての相談支援と参加と協働による地域づくり 高齢者だけでなく、障害者、子育て家庭等に対し、担当組織や専門機関等へ繋ぐなど適切な相談支援を実施する。 また、まちづくりセンター、社会福祉協議会、児童館の四者との連携及び取組みの充実を図るとともに、把握した地区課題の解決に向け、四者が連携して、参加と協働による地域づくりに取り組む。	
	次頁へ続く		

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

総合支所 保健福祉政策部 高齢福祉部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	前頁から続く あんしんすこやかセンター (地域包括支援センター) の運営	4. 地域ケア会議の実施 あんしんすこやかセンターで地区版地域ケア会議を開催し、ケアマネジメント支援や地区ネットワークづくりを推進する。 また、地区の課題を総合支所につなぐことで地域での共通課題を把握し、地域版地域ケア会議において解決の検討を行う。 さらに全区的課題については、全区版地域ケア会議で検討を行い、政策形成に結びつける。 5. 医療・介護連携の推進 あんしんすこやかセンターに、区民や事業者からの入院・在宅医療等に関する相談に応じる在宅療養相談窓口を開設し、地区連携医と協働して医療・介護連携の推進に取り組む。	

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

生活文化政策部 保健福祉政策部 高齢福祉部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8 年度当初予算
	地域支えあい活動の推進 (市民活動推進課) (生活福祉課) (高齢福祉課、 介護予防・地域支援課)	(1) 目的 虚弱や一人暮らし等により、閉じこもりがちな高齢者の地域での交流を図り、介護予防を推進する。また、多様な支えあい活動を支援し、地域の支えあいを促進する。 (2) 場所 地域支えあい活動拠点(22か所)、集会施設等 (3) 内容 支えあいミニデイは、会食とともに健康体操、レクリエーションなど、介護予防を推進するためのプログラムを行う。その他の地域支えあい活動は、地域での仲間づくりを推進し、孤立を防ぐために、お茶を飲みながらおしゃべりするなど、無理なくできる活動を行う。	千円 26,843

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

障害福祉部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8 年度当初予算
	せたがやインクルージョン プランー世田谷区障害施策 推進計画ーの推進及び次期 計画の策定に向けた検討 (障害施策推進課)	せたがやインクルージョンプランー世田谷区障害施策推進計画ーに基づき、設定された計画目標と目標達成のための重点的な取組みについての進捗管理を行うとともに、学識経験者や障害当事者、関係者等が参加する世田谷区障害者施策推進協議会等に定期的に報告し、評価・検証を行っていく。 また、令和9年度を始期とする次期計画（計画期間：令和9年度～令和11年度）については、世田谷区地域保健福祉審議会や障害者施策推進協議会等での議論を踏まえた上で、「世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例」に基づき策定する。	千円 10,333
次頁へ続く	地域共生社会実現に 向けた取組み (障害施策推進課)	(1) 心身の機能に障害のある区民のみならず、様々な状況及び状態にある区民が、多様性を尊重し、価値観を相互に認め合い、安心して暮らし続けることができるインクルーシブな地域共生社会を実現するための「世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例」の理念を広めるとともに、障害理解の啓発等により「地域共生社会」の実現を目指すための取組み「世田谷たがいちがいプロジェクト」を推進する。 本プロジェクトでは、アートを通じて、特にこれまで障害理解に触れる機会の少なかった層への普及・啓発に取り組む。 (2) 手話を必要とする方の権利が尊重される地域共生社会の実現に向け、「世田谷区手話言語条例」の趣旨を区民等に広く周知するため、民間企業と連携したPR施策に取り組む。 区職員の手話言語条例の理解促進を深めるとともに福祉の窓口の職員が簡単な挨拶の手話を学び、手話を必要とする方とコミュニケーションが図れる研修を実施する。 (3) 障害者差別に関する相談に対応するとともに、研修の実施、啓発物品の配布等を通じて、障害者差別解消法の普及啓発を図る。 ①専門調査員（障害者差別解消）の配置	千円 18,483

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

障害福祉部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8 年度当初予算
	前頁から続く 地域共生社会実現に 向けた取組み	障害者差別に係る相談を受け、当事者や相手方への聞き取り等の状況確認をして、解決に向けた働きかけを行う。 ②啓発・研修 ・「世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例」の周知と併せて作成する障害者差別に関する啓発パンフレットを小学4年生及び教職員へ配付し、差別解消に向けた出前講座の案内を行う。 ・民間企業や地域住民に対しても、希望に応じて障害者差別解消等の内容を盛り込んだ基礎講座を実施する。 ③ヘルプマーク・ヘルプカードの作成・配布 ・援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方々が、援助や配慮を得やすくするための「ヘルプマーク」及び「ヘルプカード」を作成・配布する。 ・障害当事者や団体、関係機関、事業者等と連携しながら様々な場所や機会をとらえ、普及拡大に取り組む。 (4) 区民が地域や学校において、さまざまな人と出会い、ふれあう機会を通じて、障害理解の促進を図る。 ① 手話の普及・啓発 手話の普及啓発と聴覚障害者への理解の促進のため、小学校への手話講師派遣を実施する。 ②「区民ふれあいフェスタ」の開催 障害者週間記念事業「区民ふれあいフェスタ」を開催し、区民の障害者への理解と関心を深めるとともに、障害者の自立と社会参加の促進を図る。 ・表彰式典の開催 令和8年12月6日（日） ・障害者週間記念作品展 令和8年11月25日（水）～12月4日（金）	

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

障害福祉部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8 年度当初予算
	前頁から続く 地域共生社会実現に 向けた取り組み	・自主生産品等販売会 令和 8 年 11 月 25 日（水）～12 月 4 日（金） ※土日祝除く （5）障害に対する理解を促進し、障害者を受け入れる環境を整えることにより外出しやすい環境を整備するため、多様な区民の接点の場でもある商店、事業所等を対象に、物品の作成又は購入に要する費用の助成を行う。 ・助成対象経費、助成上限額（10割助成） ① 物品購入（段差解消用スロープ、筆談ボード等）10万円 ② 物品作成（点字メニュー、コミュニケーションボード等）5 万円 ※世田谷区実施計画推進状況（令和 8 年 3 月）施策 9-2	
次頁へ続く	地域生活支援拠点等の整備 （障害施策推進課）	障害者の高齢化・重度化、いわゆる親なき後の生活の安心を見据え、地域生活支援をさらに推進する観点から実施する地域生活支援拠点等の整備事業について、拠点等を構成する 5 機能（「相談」「緊急時の受入・対応」「体験の機会・場」「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」）の整備を行い、障害者が地域で安心して暮らし続けられるよう取り組みを進めていく。 （1）「相談」「緊急時の受入・対応」機能 ・緊急時バックアップセンターの運営 介護者が、疾病や事故などにより障害当事者の介護ができなくなった場合に短期入所をご案内するなど、当面の生活維持のためのコーディネート等を行う。 ※ 令和 7 年度より、運営手法を見直し、日中は従前のおり社会福祉法人で、夜間帯（17時～翌 8 時 30 分）は、コールセンター事業者で相談の受け付けを行っている。	千円 48,050

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

総合支所 障害福祉部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	前頁から続く 地域生活支援拠点等の整備	(2)「地域の体制づくり」機能 ・拠点登録事業所(19事業所)との連絡会の実施 関係者が参加する連絡会を緊急時バックアップセンターが主体となり実施する。 (3)「体験の機会・場」機能 ・ひとり暮らし体験事業の実施 知的障害者を対象とする、ひとり暮らし体験事業を実施する。 (4)「専門的人材の確保・養成」機能 ・「強度行動障害支援者研修」の実施 福祉人材育成・研修センターに委託する研修で「強度行動障害」についての理解や支援方法等を学ぶ研修を実施する。 ※世田谷区実施計画推進状況(令和8年3月)施策9-4	
	障害者総合支援法に基づく 在宅サービスの充実 (保健福祉課) (障害施策推進課)	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、移動支援の実施に際し、個々の状況に応じた適切な支給決定を行う。	千円 6,542,147
	重度障害者等就労支援 特別事業の実施 (障害施策推進課)	重度障害者(重度訪問介護、同行援護、行動援護を利用する者)が現行の障害福祉サービスにおいて「経済活動」を理由に、障害福祉サービスの利用ができない時間がある場合に身体介護等の提供を行う。	千円 20,061

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

総合支所 障害福祉部 子ども・若者部 教育総合センター

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8 年度当初予算
	障害認定調査外部委託の実施 (保健福祉課) (障害施策推進課)	障害サービス利用者が増加し、認定調査にかかる業務が増加・複雑化していることから、認定調査について、外部委託を行う。 令和 7 年度 外部委託128件 令和 8 年度 外部委託172件 (見込み)	千円 1, 170
	医療的ケアが必要な障害児（者）への支援 (障害保健福祉課、 障害者地域生活課) (児童課、保育課) (支援教育課、 乳幼児教育・保育支援課)	(1) 「医療的ケア連絡協議会」の開催 児童福祉法の改正に伴い設置が義務付けられた医療的ケア児支援の協議の場として、保健、医療、福祉、教育の関係者や、区民等で構成される「医療的ケア連絡協議会」を開催する。 (2) 医療的ケア児と家族支援の充実 ・居宅訪問型保育事業と連携し、医療的ケアが必要な障害児が通う児童発達支援事業を実施する施設（「障害児保育園ヘレン経堂」）の運営支援 ・医療的ケア児に対応する相談支援従事者育成支援 ・区立保育園、区立幼稚園、区立小中学校、新BOP学童クラブ等での医療的ケア児の受入れ ・医療的ケアに携わる人材育成研修（看護師等の医療従事者や福祉、教育関係者等を対象） ・看護師を中心とした担い手の確保・育成に関する仕組みの構築 - 医療的ケアに係る事業所巡回支援の実施【新規】 ・医療的ケア児を受け入れる施設への助成 ・人工呼吸器等を使用している18歳以上の医療的ケア者へのポータブル電源等を年間2回配付（18歳以下の人工呼吸器等を使用している医療的ケア児へは、医療的ケア児の笑顔を支える基金を活用して、令和4年度から実施）	千円 681, 313
	次頁へ続く		

令和8年度主要事務事業

総合支所 障害福祉部 子ども・若者部 教育総合センター

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	前頁から続く 医療的ケアが必要な 障害児（者）への支援	(3) 医療的ケア児を含む障害児通所施設の整備・充実 ・令和5年度に「障害児通所施設等の整備の基本的な考え方について」を策定し、障害児通所施設等の整備の基本的な考え方を整理した。この基本的な考え方を踏まえ、引き続き障害児通所施設等の整備を行っていく。 ・警察庁深沢宿舎跡地を活用し、障害者施設との複合施設として、障害児通所施設（重症心身障害児事業含む）を整備し、令和12年度以降の開設を目指す。 ・世田谷区立弦巻統合保育園に障害児通所施設（重症心身障害児事業含む）を複合化し、令和12年度以降の開設を目指す。 ・世田谷区立認定こども園給田幼稚園に障害児通所施設（重症心身障害児事業含む）を複合化し、令和13年度以降の開設を目指す。【新規】 (4) 医療的ケア児の笑顔を支える基金をもとに医療的ケア児への理解を促進し、民間の事業者や団体による取組みを地域で支える仕組みの構築に取り組む。 (補助事業) ① 医療的ケア児とそのきょうだいを対象とした外出イベント等 ② 医療的ケア児を育てる世帯の災害支援体制づくり ③ 医療的ケア児等を対象とする支援事業 ④ 医療的ケアを行う障害児通所支援事業所への開設補助【新規】 (補助金額) ① 1事業最大150万円（50万円増） ② 1事業最大100万円（20万円増） ③ 1事業最大150万円（50万円増） ④ 1事業所最大750万円【新規】 ※「医療的ケア児を育てる世帯の災害支援体制づくり」を強化するため、人工呼吸器等を使用している医療的ケア児を対象としてポータブル電源等の個別配布（年間2回）の取組みを実施。	
	次頁へ続く		

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

総合支所 障害福祉部 子ども・若者部 教育総合センター

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	前頁から続く 医療的ケアが必要な 障害児（者）への支援	(5) 医療的ケア相談支援センターH i ・ n a ・ t a は医療的ケアを必要とする方や家族に対して医療的ケア児等コーディネーターなどの専門スタッフによる日常生活に関する相談、退院後の在宅生活を支えるプラン及び災害時個別支援計画の作成支援のほか、気軽に立ち寄れる居場所機能を担う。またセンターを中心とした区内の医療的ケア児等コーディネーターとの連携強化を図り、更なる支援の充実を図る。 ※令和8年度当初予算概要 No.15 ※世田谷区実施計画推進状況（令和8年3月）施策9-2	
	障害者（児）の在宅生活の 支援 (障害者地域生活課、 障害施策推進課)	1. 家族のレスパイトや介護者が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行う場を確保するため、短期入所施設の運営及び運営費助成等を行う。 (1) 指定管理による運営 2 か所 (2) 社会福祉法人等に対する助成 13 か所 2. 緊急に介護ができなくなった時や、短期入所施設が利用できない場合に、一時的に保護する場を確保する。 (1) 補助金による運営 ・緊急時一時保護(通所施設) 12 か所 (2) 委託による運営 ・緊急一時保護 1 か所 (障害者休養ホームひまわり荘) 3. 介護者が病気の場合などに、日中、施設で排せつ、食事の介護等を行う場を確保する。 (1) 補助金による運営 ・日中ショートステイ事業 8 か所	千円 294,082
	次頁へ続く		

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

総合支所 障害福祉部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8 年度当初予算
	前頁から続く 障害者(児)の在宅生活の 支援	4. 重症心身障害児(者)在宅レスパイト事業 家族のレスパイトのため、自宅に看護師等を派遣する。 ・契約事業者数 38事業者 5. 言語の習得や就学、就労における人間関係の構築、就労のための円滑な意思疎通など、ライフステージに応じた生活の質を高めることを目的に、補聴器の購入に要する費用の一部を助成する。 ① 中等度難聴児発達支援事業による補聴器購入費助成の実施 ② 身体障害者手帳の交付対象とならない18歳から64歳までの中等度難聴や片耳が高度以上の難聴がある難聴者を対象とした補聴器購入費助成を令和6年度から実施。令和7年度からは対象者を非課税世帯から非課税者に対象を拡充して実施	
	相談支援体制の充実 (保健福祉課) (障害保健福祉課)	障害者(児)や家族にとって身近な地区・地域での暮らしを支える相談支援体制の充実を図る。 (1) 基幹相談支援センターの運営 区が委託する相談支援体制の全区的機能を担う基幹相談支援センターは、総合的相談業務や相談支援事業者等への専門的助言・支援、相談支援専門員拡充のための初任者研修の実施、質の向上に向けた相談支援人材育成研修の実施等に取り組むとともに、自立支援協議会の事務局機能を担う。 (2) 地域障害者相談支援センター“ぽーと”の運営 地域障害者相談支援センター(愛称“ぽーと”)は、地域において年齢や障害種別を問わず障害当事者やそのご家族等に対する相談支援を実施するとともに、指定相談支援事業所等へのバックアップなどを担う。	千円 361,419

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

障害福祉部 世田谷保健所

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8 年度当初予算
	精神障害施策の充実 (障害保健福祉課) (健康推進課)	国の示す「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業」に基づく精神障害施策の充実 (1) 精神障害者等支援連絡協議会や家族会等の意見を踏まえながら、精神科病院の長期入院者に対する訪問支援事業や、多職種チーム（保健師、精神保健福祉士、専門医師等）による地域での訪問支援事業（世田谷保健所所管）、保健センターにおけるこころの相談機能（世田谷保健所所管）などの施策を着実に進めていく。 (2) 精神障害当事者を対象に、自身の障害や病気の経験を活かし仲間として支え合う精神障害者ピアサポーターについて、地域での活躍をマッチングする事業を実施するとともに、ピアサポーターを受け入れる団体への活動費助成を行う。 ※世田谷区実施計画推進状況（令和 8 年 3 月）施策 9-2	千円 111,900
	高次脳機能障害支援施策の充実 (障害保健福祉課)	令和 6 年 10 月から実施している試行の取組みの最終年度となることから、この間の取組み状況について評価・検証を行い、令和 9 年度からの本格実施に向け、「(仮称) 世田谷区高次脳機能障害者支援における基本的な考え方」を策定する。なお、考え方の策定にあたっては、高次脳機能障害者支援法の施行を踏まえ、国や東京都の動向を注視していく。 《試行の主な取組み》 (1) 世田谷区保健センターに高次脳機能障害の専門相談窓口を設置し、専門職による評価等を元に利用者の状況に応じた支援の組み立てを行うとともに、関係機関と連携した継続的な支援を実施する。 (2) 東京リハビリテーションセンター世田谷において自立訓練の提供を行うとともに、訓練終了後も支援が途切れないよう、保健センターの専門相談へ繋げるための取組みを実施する。	-
	次頁へ続く		

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

総合支所 障害福祉部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8 年度当初予算
	前頁から続く 高次脳機能障害支援施策 の充実	(3) 保健センターが中心となって関係施設連絡会を実施し、関係機関間でそれぞれの役割や課題の共有を図ることで、連携基盤の構築を図る。 (4) 保健センターの専門性を活用し、支援経験やノウハウ等が少ない地域の支援機関に対するバックアップを行う。 <u>※新たな行政経営への移行実現プラン（令和 8 年 3 月）項目 1-31</u>	
	障害者虐待防止の推進 (保健福祉課) (障害施策推進課)	障害者虐待防止の仕組み（予防等）づくりを進める。 (1) 障害者虐待に対する理解促進及び、関係機関との連携・協力体制の充実 自立支援協議会、虐待防止・差別解消・権利擁護部会や関係所管と連携を強化し、イベント等での周知活動を継続する。また、地域ネットワークの強化に向け、関係機関への支援や意見交換等を通じ、連携・協力体制の充実を図る。 (2) 障害者虐待に関する知識・技術の向上に向けた事業者等への支援 障害福祉サービスの課題に沿って、外部講師による障害者虐待防止研修を実施し、事業者の専門知識・技術等の向上を図る。 (3) 障害福祉サービスの質の向上に向けた事業者への指導助言や支援 関係所管と連携し、障害福祉サービス等事業者への支援・指導検査の実施を継続する。また、事業者への指導助言や支援のあり方等を検討し、障害福祉サービスの質の向上を図る。	千円 4,038

令和8年度主要事務事業

障害福祉部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	障害者福祉人材の 確保・養成 (障害施策推進課)	(1) 人材確保・育成 ① 重度訪問介護従業者養成研修 ・実施時期 令和8年9月 ・予定人数 6名 ② 同行援護従業者養成研修 ・実施時期 令和8年10月 ・予定人数 30名 ③ 知的・精神障害者移動支援従業者養成研修 ・実施時期 令和8年8月～令和9年1月(3回) ・予定人数 90名(30名×3回) ④ 強度行動障害支援者研修【再掲】 ・実施時期 令和8年10月～12月 ・予定人数 120名 (2) 質の向上 ① 障害福祉の理解研修 ・実施時期 令和8年6月～令和9年3月(4回) ・予定人数 各60名程度 ② 障害支援力向上研修 ・実施時期 令和8年5月～令和9年2月(6回) ・予定人数 各30名 ③ 高次脳機能障害支援力向上研修(動画視聴) ・実施時期 令和8年8月、12月(2回) ・予定人数 各100名程度 ※予算額は(1)①、③にかかる予算のみ。 (1)②と(2)にかかる予算は、保健医療福祉推進課で計上。	千円 13,700
	次頁へ続く		

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

障害福祉部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8 年度当初予算
	前頁から続く 障害者福祉人材の 確保・養成	(3) 採用活動支援と定着支援 ① 採用活動支援 障害福祉に係る施設及びサービス事業者の採用活動にかかる費用を助成し、人材確保に向けた取組みを支援する。 ② 定着支援 利用者や家族による不適切な言動（ハラスメントを含む）に対し、サービス事業者を対象とした弁護士相談を月 1 回開設する。 ※令和 8 年度当初予算概要 No. 11 ※世田谷区実施計画推進状況（令和 8 年 3 月）施策 9-4	
次頁へ続く	発達障害者支援事業 （障害保健福祉課）	(1) 中核的拠点施設による支援 ① 発達障害児支援の中核的拠点施設である発達障害相談・療育センター「げんき」において、相談・療育を行うとともに、保育園等関係機関、成人期の関係機関等に対する支援を行う。 また、保護者向けの学習会（ペアレントトレーニング）や親の会の連携を通じたペアレントメンター活動の充実などを引き続き実施する。 ② 子育てステーションの発達相談室による身近な地域での相談を行う。 また、梅丘の発達相談室については、子どもの発達に悩みを持つ保護者が親子で遊びながら心理士等に相談できる「きりんルーム」を実施する。 (2) 支援情報の引き継ぎ支援 支援情報がライフステージを通して途切れることなく引き継がれるよう、各総合支所保健福祉センター保健福祉課に発達支援コーディネーターを配置し、サポート会議の開催や「スマイルブック」、「サポートシート」の作成等を行う。	千円 546,669

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

障害福祉部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8 年度当初予算
	前頁から続く 発達障害者支援事業	(3) ピアサポートによる支援 ① 若者からミドル世代を対象とした支援 発達障害特性のある若者世代に対し、社会的自立に向けた準備機会の創出や居場所づくりの支援を行うため、ピアサポートによる支援や様々な体験型プログラムを提供する。引き続き主に30～50代の年齢層に向けたプログラムについても継続実施する。また、令和4年4月開設の世田谷ひきこもり相談窓口「リンク」等関係機関との連携を強化する。 平成31年1月より継続している、主に小中学生の発達障害児を対象とした出張プログラムを発達障害相談・療育センター「げんき」での実施に加え、別地域での実施を継続する。 ② 若者サポートステーション等との連携 社会性やコミュニケーションの問題から就労に繋がらない若者に対し、自己の発達障害的な特性への気づきを促進するため、「みつけばハウス」(区の発達障害ピアサポート支援プログラム事業) 運営職員の派遣等、ピアサポートによる支援を活用した連携を検討する。	
次頁へ続く	障害者施設の整備 (障害者地域生活課)	障害者の高齢化・重度化や、いわゆる親なき後を見据え、「障害者施設整備等に係る基本方針」に基づき、生活介護等の通所施設や重度障害者向けのグループホームの整備を重点課題として、公有地等を活用した整備を推進する。 1. 公有地等を活用した整備 ・東京都住宅供給公社大蔵住宅創出用地【令和8年8月開設(予定)】 - 生活介護 定員40人 - グループホーム 定員20人 - 短期入所 定員3人 ・区立北烏山地区会館跡施設【令和9年1月開設(予定)】 - グループホーム 定員9人 ・警察庁深沢宿舎跡地【令和12年4月開設(予定)】 - 生活介護 定員20人程度	千円 88,201

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

障害福祉部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8 年度当初予算
	前頁から続く 障害者施設の整備	グループホーム 定員10人 児童発達支援・ 定員15人程度 放課後等デイサービス ・区立老人休養ホームふじみ荘跡地【令和9年4月→開設延期(調整中)】 生活介護 定員30人 グループホーム 定員20人 短期入所 定員2人 2. 重度障害者向けグループホームの整備促進 公有地等を活用した整備とあわせ、民有地での整備も促進されるよう、重度障害者の受け入れに対する補助等の事業者支援や施設整備地の確保に向けた土地・建物所有者への働きかけなど、特に整備が必要な重度障害者向けグループホームの整備誘導を図る。 ※世田谷区実施計画推進状況(令和8年3月)施策9-1	
	障害者(児)の日中活動の 場の運営および運営支援 (障害者地域生活課、 障害保健福祉課)	1. 日中における障害者(児)の社会参加や働く場を確保し、併せて家族の介護負担の軽減を図るため、障害者総合支援法に基づく通所施設等の指定管理による運営及び運営費助成等を行う。 (梅ヶ丘拠点障害者支援施設を除く) (1) 指定管理による運営 [種別、箇所数] ① 生活介護 14か所 ② 就労移行支援 7か所 ③ 就労継続支援(B型) 10か所 (2) 社会福祉法人等に対する運営費助成等 [種別、箇所数] ① 生活介護 12か所 ② 自立訓練 5か所 ③ 就労移行支援 6か所 ④ 就労継続支援(A型) 1か所	千円 5,366,962
	次頁へ続く		

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	前頁から続く 障害者(児)の日中活動の場の運営および運営支援	⑤ 就労継続支援（Ｂ型） 37か所 ⑥ 地域活動支援センターⅠ型 2か所 ⑦ 地域活動支援センターⅡ型 1か所 （３）児童福祉法に基づく通所施設の運営費助成等 〔種別、箇所数〕 ① 児童発達支援事業 10か所 ② 放課後等デイサービス 7か所 ※多機能型施設は重複して計上 ・放課後等デイサービス利用料負担軽減補助の実施【新規】 ※令和８年７月から実施 2. 障害児通所サービスの質の向上 （１）障害児通所施設への巡回訪問を実施し、施設の安全な運営の確認及び課題等に対する助言等の相談支援を行い、質の向上に努める。 （２）障害児通所施設への第三者評価受審促進 （３）障害児通所施設職員研修の実施 （４）児童相談所設置市事務として、障害児通所施設の指定・指導等を実施する。関係所管と連携し、支援から指導・監査に至る指導体制を確立し、サービスの質の向上を図る。 3. 医療的ケア児を含む障害児通所施設の整備・充実 令和５年度に「障害児通所施設等の整備の基本的な考え方について」を策定し、障害児通所施設等の整備の基本的な考え方を整理した。この基本的な考え方を踏まえ、引き続き障害児通所施設等の整備を行っていく。 （１）警察庁深沢宿舎跡地を活用し、障害者施設との複合施設として、障害児通所施設（重症心身障害児事業含む）を整備し、令和12年度以降の開設を目指す。	
	次頁へ続く		

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

障害福祉部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8 年度当初予算
	前頁から続く 障害者(児)の日中活動の場の運営および運営支援	(2) 世田谷区立弦巻統合保育園に障害児通所施設(重症心身障害児事業含む)を複合化し、令和12年度以降の開設を目指す。【再掲】 (3) 世田谷区立認定こども園給田幼稚園に障害児通所施設(重症心身障害児事業含む)を複合化し、令和13年度以降の開設を目指す。【再掲】 ※新たな行政経営への移行実現プラン(令和8年3月) 項目 1-32	
	障害者の居住の場の運営 および運営支援 (障害者地域生活課)	障害者が地域社会の中で、必要な支援を受けながら安心して居住できる場の運営および運営費の助成等の支援を行う。 障害者グループホーム等の指定管理による運営及び運営費助成等 1. 指定管理による運営 (生活寮・自立体験ホーム) (1) 知的障害者生活寮 1 か所 (2) 身体障害者自立体験ホーム 1 か所 2. 社会福祉法人等に対する運営費助成等 (障害者グループホーム等) (1) 主に身体障害者 1 か所 (2) 主に知的障害者 30 か所 ※この外、区民入居の都内GHあり (3) 主に身体・知的 5 か所 (4) 重複障害対応 ・重度身体障害者グループホーム 1 か所 ・福祉ホーム(身体障害者) 1 か所 3. 重度障害者の受入れ促進 グループホームに対して、施設の安定的運営を図るとともに、より支援度合いの高い重度障害者の受入れ促進につなげる補助を行う。	千円 254,015

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

障害福祉部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8 年度当初予算
	梅ヶ丘拠点障害者支援施設の運営支援 (障害者地域生活課) (障害保健福祉課)	障害者の地域生活への移行・継続支援機能を十分に発揮できるよう、モニタリング結果に基づいた事業者への運営支援を行う。 1. 施設入所支援利用者の地域移行の推進 地域移行に向けたプログラムの作成・実施、相談支援事業所等と連携した地域移行・定着支援を推進する取組みに対して補助を行う。 2. 医療的ケアに対応する支援体制の整備 施設入所支援、生活介護（通所）、短期入所、障害児通所支援において医療的ケアに対応するため、嘱託医配置のための経費や看護師及び生活支援員等による支援の提供に対して補助を行う。 3. 障害児のアセスメント及び専門訓練の提供等 障害児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス）において、心理士や言語聴覚士等の専門職によるアセスメントや家族支援及び専門訓練の提供に対して補助を行う。 4. 日中活動での利用者送迎 障害者の日中活動（生活介護・自立訓練）において、通所者の送迎に要する経費に対して補助を行う。 5. 自立訓練提供回数・緊急枠確保の体制整備 通所自立訓練において、年度途中の利用希望者の受入れを確保するための体制整備に対して補助を行う。 6. 放課後等デイサービスでの利用者送迎 通所する医療的ケア児及び重症心身障害児の送迎に要する経費に対して補助する。 7. 運営改善の取組み 施設入所に対する国の動向も踏まえ、施設に対する区民ニーズ等の変化に合わせた改善に向け検討を行っていく。	千円 271,824

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

障害福祉部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8 年度当初予算
	移動困難な障害者等への支援 (障害者地域生活課)	移動困難な障害者等の生活の利便と社会参加の促進を図るため、福祉タクシー券給付事務の効率化や福祉移動サービスを実施する事業者への支援を行う。 1. 福祉移動サービスの充実 移動困難者からの相談や介護タクシーの配車等を行う世田谷区福祉移動支援センターや福祉有償運送を行う事業者に対する運営費の補助等を行うとともに、引き続き情報誌の作成によるサービスの周知を図るなど、福祉移動サービスの充実を図る。 2. 福祉タクシー券等給付事務の効率化 自動車燃料費助成は、令和 7 年 5 月より開始した L I N E 申請の利用を促進し、区民の利便性向上及び区の業務効率化を図る。 その他、福祉タクシー券等給付事務の効率化に向けた検討を行う。 <u>※新たな行政経営への移行実現プラン（令和 8 年 3 月）項目 2-8</u>	千円 36,693

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

障害福祉部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8 年度当初予算
	障害者就労の支援 (障害者地域生活課)	1. 障害者が地域で自立した生活ができるよう、障害者就労の促進と定着支援に取り組む。 (1) 3つの障害者就労支援センター「しごとねっと」「すきっぷ就労相談室」「ゆに」を核として、就労支援施設間を含めた世田谷区就労支援ネットワークを強化し、利用者プログラムの実施や職員向け研修の充実によるスキルアップに取り組み、就労促進を図る。 (2) 「就労定着支援事業」の支援状況の把握と支援力向上を図り、就労から定着、生活支援までの一貫した支援に取り組む。 (3) 「世田谷区障害者雇用促進協議会」において、東京商工会議所世田谷支部、青年会議所世田谷区委員会、特別支援学校等との連携により、企業等の障害理解と雇用促進に向けた取組みを継続して実施する。 (4) 短時間等の就労を希望する障害者に対して支援する「せた J O B 応援プロジェクト」や、経済産業部と連携して進める「農福連携事業」など、多様な働く場の創出を推進する。 2. 区施設等において就労支援事業に取り組み、障害者の就労促進を図る。 (1) 障害者を短期間雇用し、就業体験を通して企業等への就労を図るチャレンジ雇用を推進する。 (2) 人事課が策定した「世田谷区障害者活躍推進計画」について、引き続き連携して推進に取り組む。 (3) 職場体験実習として、庁内職場で施設利用者・特別支援学校生徒を短期間受け入れる。職場体験を通し、障害者の社会習慣習得や就労意欲向上を図る。 (4) 区の外郭団体において実施している保護的就労（一般就労が難しい障害者を区施設の清掃・喫茶等の業務で雇用（5 年を限度）し、一般就労を目指す取組み）は、障害者雇用を取り巻く社会情勢に合わせた事業への見直しに向けた検討を行う。 (雇用主: 世田谷区社会福祉協議会・世田谷区社会福祉事業団・世田谷サービス公社)	千円 1,956,883

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

障害福祉部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8 年度当初予算
	障害者施設工賃アップ 推進事業 (障害者地域生活課)	障害者施設等で働く障害者の工賃アップを図るための支援を行う。 1. 企業等からの作業依頼を区内障害者施設に仲介するとともに、施設の共同受注の取組みを促進する。 2. 福祉のために寄附された地域保健福祉等推進基金を活用し、区内就労継続支援事業所等に対して、企業等からの作業受注拡大や施設の自主生産品開発等に必要な設備整備等に係る経費助成を行い、施設利用者の工賃向上に取り組む。 3. 区内障害者施設製品の販売を促進するため、「フェリーチェ本店（喜多見）、※6月に成城に移転予定」「フェリーチェ世田谷区役所店」の運営と、共同受注販売の取りまとめ等を行う障害者施設製品販売促進事業を実施する。 4. 世田谷区障害者優先調達推進方針に基づき、庁内での障害者施設からの物品や役務の調達を推進する。	千円 77,212
	物価高騰対策支援事業 (障害施策推進課)	近年の物価・光熱費の高騰による障害者施設への影響を踏まえ、都は、令和7年度に実施した障害者施設等物価高騰緊急対策事業を、期間を延長して実施する方針を示したため、区においても、同事業の対象外となる地域生活支援事業等入所系・通所系サービス提供事業所への物価高騰対策支援事業を延長し、実施する。	千円 1,686 (繰越明許費)

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

世田谷保健所

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8 年度当初予算
	健康危機管理体制の強化 (健康企画課、感染症対策課、保健相談課、生活保健課)	1. 健康危機への対応 (1) 健康危機管理連絡会の開催 有識者、医師会等の医療関係団体、警察、消防等の関係機関が委員となる健康危機管理連絡会を開催し、令和6年3月に策定した「世田谷区感染症予防計画」の中間見直しについての意見交換を行い、当該計画の改定に取り組む。 (2) 新興感染症への対応訓練の実施 新興感染症の発生に備え、第一種感染症指定医療機関である自衛隊中央病院や東京都等と連携し、患者対応及び関係機関の情報連携等の実動訓練を実施する。 (3) 熱中症予防対策の推進 区民への幅広い熱中症予防啓発、公共施設等を利用した熱中症予防「お休み処」を設置するとともに、官民連携協定に基づく熱中症予防対策を推進する。 2. 災害時医療救護体制の強化 (1) 災害医療運営連絡会等の開催 災害医療に関連して拠点病院や4師会をはじめとする各関係機関と意見交換を行い、世田谷区地域防災計画に基づく取組みを実施するとともに、災害医療運営連絡会を開催し、関係機関との合意形成を図りながら、災害時医療救護体制の再整備を行う。 (2) 医療救護本部のオペレーションの確立及び緊急医療救護所の更なる具体化 令和7年度より災害時に自衛隊中央病院付近に開設した新たな緊急医療救護所の運営方法について関係部署と調整を行い、災害時協力協定に基づき同病院等と連携した緊急医療救護所運営訓練(図上訓練及び実動訓練)を実施する。 また、各緊急医療救護所での訓練では、災害医療に精通した訓練評価者による助言及び指導を受け、更なる緊急医療救護所運営体制の具体化を図る。	千円 84,322
	次頁へ続く		

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

世田谷保健所

8 年度当初予算

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8 年度当初予算
	前頁から続く 健康危機管理体制の強化	さらに、区内病院との地域BWAを活用した通信訓練等を実施し、災害時に医療救護本部において指揮調整が行えるよう関係団体との通信、情報の集約方法等について取組みを進める。 (3) 災害時の円滑な医療救護活動実施に向けた環境整備 災害時における医療救護活動拠点となる「うめとびあ」での円滑な活動の実施に向けて、参集体制、受援体制等基本的な環境整備及び関係団体との連携に向けた内容の検討を進める。 (4) 災害医療に関する研修・訓練の実施 災害医療に関する研修・図上訓練等を災害に関連する庁内職員や、区内の災害医療関係職員向けに開催し、災害医療に関する基礎知識や行動を習得することで、区内災害従事者の災害対応力の向上を推進する。 (5) 世田谷区災対医療衛生部震災及び風水害時職員行動マニュアル改定・作成 災害発生時の世田谷区災対医療衛生部の行動を記載している「災対医療衛生部 世田谷区震災時職員行動マニュアル」について、現在使用しているマニュアルは令和元年に改定したものであり、令和元年以降に対応してきた活動場所の変更、医療救護体制の見直し、改定した地域防災計画の内容等が反映されていないことから、全面的な改定作業に取り組む。また、風水害時の職員の具体的な行動についても、現在はタイムラインのみの策定であり、具体的な職員の参集基準や職員の行動等が明示されていないことから、風水害時の職員行動マニュアルの新規策定を行う。 ※世田谷区実施計画推進状況（令和8年3月）施策10-3 ※新たな行政経営への移行実現プラン（令和8年3月）項目5-13②	

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

世田谷保健所 総合支所

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8 年度当初予算
	健康づくり推進条例及び健康せたがやプランの推進 (健康企画課、健康推進課、感染症対策課、生活保健課) (健康づくり課)	1. 健康せたがやプラン（第三次）（以下「第三次プラン」という。）の推進 (1) 健康づくり運動「健康せたがやプラス1（ワン）」の継続 一人ひとりが健康に良いことを何かひとつ生活の中に加えられるよう区民全体へ啓発するために、「歩くこと、動くこと」「かしこく、おいしく食べること」に着目して、各種健康事業や関係団体の活動等の機会を通じ、健康づくり運動を促すよう働きかける。 (2) リーディングプロジェクト 関係者・関係団体などと連携し、新たに健康に関心の薄い方や関心があっても実践につながらない方を含め、区民が、自主的かつ合理的に、または自然に、健康につながる選択ができるような仕掛けや工夫を一つの手法として取り入れ、リーディングプロジェクトとして位置付け、区民の望ましい健康づくりを推進する。 (3) 新型コロナウイルス感染症からの学び コロナ禍で明らかになった健康課題に対して、重点的に取り組むとともに、コロナ禍で得た新たな知見を施策に活かし、区民が健やかでこころ豊かに暮らし続けることができる安全・安心な環境づくりに取り組んでいく。 (4) 健康づくり施策 【生涯を通じた健康づくりの推進(11施策)】 ①こころの健康づくり・総合的な自殺対策の推進 ②がん対策の推進 ③望ましい生活習慣づくり 庁内関係各課等との連携、働く世代の健康増進（中小企業支援含む）に向けた全国健康保険協会（協会けんぽ）東京支部や職域保健関係団体等との連携・協働、官民連携による取組みなどを活用し、区民が望ましい生活習慣を実践できる環境づくりを推進していく。	千円 16,046
	次頁へ続く		

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

総合支所 世田谷保健所

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8 年度当初予算
	前頁から続く 健康づくり推進条例及び健康せたがやプランの推進 次頁へ続く	④親と子の健康づくり ⑤子ども・若者の健康づくり ⑥健康長寿の推進 ⑦食育の推進 ⑧口と歯の健康づくり ⑨女性の健康づくり ⑩アルコール依存・薬物乱用を防ぐ環境づくり ⑪たばこ対策 【健康に関する安全と安心の確保(4 施策)】 ⑫感染症予防対策の推進 ⑬健康的な生活環境の推進 ⑭食の安全・安心の推進 ⑮健康危機管理体制の強化 (5) 地域の健康づくり 5つの地域ごとに、地域特性や健康課題などを踏まえた健康づくりの取組みを区民や地域団体等と協働しながら進めていく。 ※(2)、(3)、(4)の①、②及び④～⑮、(5)については、各事務事業の中で詳細を記載する。 ※世田谷区実施計画推進状況(令和8年3月)施策7-1 2. 第三次プランの進捗管理 第三次プランの実施状況や施策の進捗状況等を管理し、第三次プランを着実に進めていく。 3. 世田谷区健康づくり推進委員会の運営 世田谷区健康づくり推進条例に基づく「世田谷区健康づくり推進委員会」において、第三次プランの中間評価や後期計画の改定に関する意見交換を行う。	

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

総合支所 世田谷保健所

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8 年度当初予算
	前頁から続く 健康づくり推進条例及び健康せたがやプランの推進	4. 第三次プランの改定に向けた取組み 第三次プランの改定にあたり、「世田谷区民の健康づくりに関する調査」及び「世田谷区における思春期世代等に対するこころとからだのアンケート調査」を実施するとともに、区民の健康に関するデータを収集・分析し取りまとめた「データでみるせたがやの健康」の改訂を行う。これらの基礎資料等を踏まえ、現行計画の中間評価を行い、後期計画の改定に着手する。 (1) 世田谷区民の健康づくりに関する調査 ①対象：20歳以上の区内在住者4,000人（無作為抽出） ②時期：7月（予定） ③方法：郵送配布・郵送回収またはインターネット回答 (2) 世田谷区における思春期世代等に対するこころとからだのアンケート調査 ①対象：15～29歳の区内在住者3,000人（無作為抽出） ②時期：7月（予定） ③方法：郵送配布・郵送回収またはインターネット回答	

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

世田谷保健所

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	受動喫煙対策 (健康企画課)	1. 健康増進法・東京都受動喫煙防止条例に基づく受動喫煙防止の取組み (1) 区民・事業者等への周知啓発 様々な機会を通じて制度内容を繰り返し周知するとともに、区ホームページやチラシ等の配布により広く周知啓発する。 (2) 受動喫煙に関する個別相談等の実施 区民や事業所等からの受動喫煙や世田谷区たばこルールに関する苦情や通報、相談、問合せ等を受け付けるコールセンターを運営する(民間委託)。 (3) 普及啓発・改善依頼等事業の実施 受動喫煙に関する苦情や通報のあった施設管理者に対して、法に基づく改善を促すため、電話または訪問による啓発等を実施する(民間委託)。 2. 健康影響を考慮した禁煙・受動喫煙防止に関する取組み 健康せたがやプラン(第三次)のリーディングプロジェクトに位置付けている禁煙支援の推進について、令和8年3月に改訂した禁煙支援リーフレットを活用し、禁煙の取組みを普及啓発することで、効果的な禁煙支援につなげていく。また、「望まない受動喫煙」の防止に向け、路上喫煙の禁止などのたばこマナーを定めた「世田谷区たばこルール」の担当所管である環境政策部とも連携し、受動喫煙防止対策を推進する。	千円 10,774

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

世田谷保健所 総合支所 学校教育部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8 年度当初予算
	がん対策の推進 (健康企画課) (健康づくり課) (教育指導課)	1. がん予防の推進 がん対策推進計画（第二次）に基づき、科学的根拠に基づくがん予防に関する情報を分かりやすく区民に提供し、区民一人ひとりががん予防に取り組むことができるよう支援する。 (1) 科学的根拠に基づくがん予防の推進 区民に分かりやすいがん予防に関する情報発信として、国立がん研究センターの「科学的根拠に基づくがん予防」等の情報をがん検診の案内に掲載するとともに、世田谷区がんポータルサイトの活用や「がん征圧月間」等の機会に効果的なSNSの発信を行うことで広く周知する。 (2) ウイルス等に起因するがん予防の啓発 ① 肝炎ウイルス検診を実施するとともに、東京都と連携して、要精密検査と判定された区民を的確に医療につなげるための啓発を行う。 ② 子宮頸がんの予防の普及啓発として、HPVワクチン等に関する啓発用小冊子を女性のがん検診（乳がん、子宮頸がん）の案内に同封するとともに、カード型の啓発物や、SNS等対象世代に合わせたツールを活用し、子宮頸がん検診の効果や必要性について、HPVワクチンの積極的勧奨と併せて、広く区民に発信する。 2. がんの早期発見に向けた取組みの推進 がん対策推進計画（第二次）に基づき、国のがん検診の指針を踏まえた科学的根拠に基づく対策型がん検診を推進して、目標受診率の達成を目指すとともに精度管理の仕組みを確立し、検診の質の向上を図る。 (1) 科学的根拠に基づくがん検診の推進 国のがん検診の指針等を踏まえ、対策型がん検診（胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮頸がん）を実施し、受診勧奨の強化等により、受診率の向上に取り組む。	千円 1,747,406
	次頁へ続く		

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

世田谷保健所 総合支所 学校教育部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8 年度当初予算
	前頁から続く がん対策の推進 次頁へ続く	(2) 受診結果の活用による精度管理の推進 ① プロセス指標に基づく精度管理の充実のため、医療機関の協力により対策型がん検診（胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮頸がん）の検診結果等のデータを把握し、一元管理（区立保健センターへ委託）する。また、がん検診の要精密検査者の追跡把握や精密検査未受診者への再受診勧奨を実施することにより受診率を向上させ、精検受診率及び陽性反応的中率などの精度管理指標の把握にも努めるとともに、がん検診を申し込んだ区民へ受診票を送付する際、勧奨チラシを同封し、一次検診の受診段階から精密検査の受診の意識づけを行う。 ② 対策型がん検診精度管理専門部会による検討・各種の指標等の評価とともに、実施医療機関毎のプロセス指標値（要精検率・精検受診率等）及び許容値の達成状況を集計し、検診実施医療機関へフィードバックすることで、精度管理を推進する。 ※世田谷区実施計画推進状況（令和8年3月）施策7-1 3. がんに関する教育・啓発の推進 がん対策推進計画（第二次）に基づき、従来の講演会やイベントの実施などの手法に加え、関係機関や教育委員会等と連携して、児童・生徒、若者等を含めた幅広い世代を対象とした教育・啓発を行う。 (1) がんに関する教育の推進 教育委員会と連携して、区立小・中学校15校でがん経験者・医療従事者により、がんに関する基本的な知識、がん予防、がん患者との共生等についての講話を行う。 (2) がんに関する正しい知識の普及 世田谷区がんポータルサイト及び区立保健センターに設置したがん情報コーナーを充実し、区民へのがんに関する正しい知識の普及を推進する。	

令和8年度主要事務事業

世田谷保健所 総合支所 学校教育部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	前頁から続く がん対策の推進	4. がん患者や家族等への支援の充実 がん対策推進計画（第二次）に基づき、がん患者や家族等が地域で安心して生活できるよう、関係団体等と連携した相談、信頼できる情報発信、就労と治療の両立支援等様々な支援を行う。 （1）アピアランスケアの充実 がん治療に伴う外見の変化に起因するがん患者の苦痛を軽減するケアとして、引き続きアピアランス支援の視点を取り入れたがん相談事業を実施する。また、がん患者等アピアランスケア費用助成事業は、令和8年1月から対象者と対象品目を拡充し継続して実施する。 （2）「若年がん患者在宅療養支援事業」の実施 40歳未満のがん末期患者の方へ、在宅サービスや福祉用具等の費用を助成する「若年がん患者在宅療養支援事業」を継続して実施する。令和7年度から、主治医の意見書及びケアプランの作成費用も対象とし、支援の充実を図っている。 （3）がん相談の強化 図書館での出張相談及びあんしんすこやかセンターとの連携によるオンライン相談を引き続き実施するとともに、国立がん研究センターや、区内の東京都がん診療連携拠点病院との連携を強化することで、がん相談の利便性と質を向上させる。 （4）がん患者等の生活を支えるネットワーク会議の運営 がん相談コーナーを実施する区立保健センターとがん診療連携拠点病院、地区医師会、歯科医師会等の関係機関との連携会議（がん患者等支援ネットワーク会議）を定期的に開催し、がん患者等の生活を支えるための地域のネットワークの連携強化や情報共有を図る。	
	次頁へ続く		

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

世田谷保健所 総合支所 学校教育部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8 年度当初予算
	前頁から続く がん対策の推進	(5)「がん先進医療費融資制度」及び同制度に対する区の「医療費利子補給」の実施 がんに罹患した区民が、有効な治療を受けることができる選択肢を一層広げるため、区内に本拠を置く金融機関と連携を図り、低金利で区民が利用しやすい「がん先進医療費融資制度」及び、同制度に対する区の「医療費利子補給」を実施するとともに、医療関係機関等に働きかけるなど、制度に関する区民周知に努める。	

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

世田谷保健所 総合支所 障害福祉部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	精神保健福祉施策の充実 (健康推進課) (健康づくり課) (障害保健福祉課)	1. こころの健康づくりの推進と精神疾患への偏見や誤解のない地域づくり (1) 保健センター等と連携した講座等の実施 区立保健センター等と連携し実施する「ゲートキーパー講座」、メンタルヘルスファーストエイドを元に悩んでいる人への接し方を学ぶ「心のサポーター養成研修」を拡充するとともに、地域でのこころの健康に関する講座を実施し、こころの健康づくりの推進と精神疾患・精神障害への偏見や誤解のない地域づくりを進めていく。 (2) 当事者との協同の推進 関係所管と連携し、当事者の意見を聞きながら精神障害や精神疾患に関する正しい知識の普及啓発及びこころの健康づくりを推進していく。 ※世田谷区実施計画推進状況（令和8年3月）施策7-2 2. 当事者・家族を中心に捉えた相談支援と保健・医療・福祉の連携強化 (1) 夜間こころの電話相談 高度化・多様化する区民のこころの相談に対応するため、年末年始以外の毎日17時から22時に夜間こころの電話相談を実施し、区の既存事業や都事業、警察・消防等と連携することで、切れ目なく相談が可能な体制を実施していく。 (2) ピア電話相談 区立保健センターにおいて、研修を受けた当事者によるピア電話相談を実施し、利用者の視点に立った相談支援を行う。また、新たなピア電話相談員の養成を行う。 (3) 多職種チームによる訪問支援事業 未治療・治療中断者、措置入院者、区長同意による医療保護入院者に対し、早期からの対応を行い、精神障害者の孤立・不安の解消、権利擁護と本人を主体とした円滑な地域生活への移行、非自発的入院の再発防止と地域生活の安定化に取り組む。また、保健福祉特別支援チーム等と	千円 111,181
	次頁へ続く		

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

世田谷保健所 総合支所 障害福祉部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	前頁から続く 精神保健福祉施策の充実	の連携を図り、早期治療・支援のための相談支援から地域移行・地域定着支援までの一貫した体制づくりを関係機関・当事者とともに進める。 3. 総合的な自殺対策の推進 (1) 「世田谷区自殺対策計画」の策定 現行の「世田谷区自殺対策基本方針」が令和8年度で終期を迎えるため、令和9年度を始期とする「世田谷区自殺対策計画」を策定する。 自殺対策協議会や自殺対策計画推進部会において検討を行い、令和8年9月に素案を取りまとめた上で区民意見募集を実施し、令和9年3月に計画を策定する。 (2) 自殺対策の強化 次期計画の重点政策である「子ども・若者への支援」と「勤労世代への支援」の取組みとして、子ども・若者に関わる支援者や区内事業者へのゲートキーパー講座等の実施等に向けた検討、調整を行う。 夜間こころの電話相談と未遂者支援事業の連携等による相談支援の体制強化、自殺未遂者支援事例検討会における救急医療機関との連携、グリーフサポート事業の実施、ゲートキーパー講座による人材育成等、予防や普及啓発、ハイリスクアプローチからグリーフケアまでの総合的な自殺対策を行う。 ※世田谷区実施計画推進状況（令和8年3月）施策7-2 4. 依存症対策の充実 依存症（アルコール、薬物等）に関する正しい知識の普及啓発に取り組むとともに、本人及び家族が、身近な地域で相談が受けられる依存症専門相談や家族講座を実施する。	

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

世田谷保健所 保健福祉政策部 高齢福祉部

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8 年 度 当 初 予 算
	口と歯の健康づくり (健康推進課) (保健医療福祉推進課) (介護予防・地域支援課)	1. 歯科保健事業の推進 ライフステージに応じた口と歯の健康づくりを推進するとともに、各種健診等の歯科保健事業を通じて「かかりつけ歯科医」を持つきっかけづくりにつなげる。 (1) 成人歯科健診及び歯周疾患改善指導事業の推進 成人歯科健診について、健康に関心の薄い若い世代へのアプローチが課題となっている中で、生涯を通じた歯科健診の機会を確保するため、健康増進法に基づく健康増進事業の対象に追加された20歳と30歳を含めて実施するとともに、区民の主体的な定期健診受診につながるよう実態把握や分析を進める。 また、健診での要指導者を対象に口腔ケア指導を行う歯周疾患改善指導を実施する。 (2) すこやか歯科健診の実施 歯科医師とあんしんすこやかセンター等介護関係者が連携し、口腔ケアが必要な後期高齢者等を適切な口腔ケア指導・治療につなぐすこやか歯科健診事業を実施するとともに、健診歯科医師等を対象に認知症への理解を深めるための研修を実施する。長寿健診対象者に送付する「各種検(健)診のご案内」に本事業を掲載するなど広く周知を行うとともに、ちらしの工夫等により受診促進に努める。 (3) 訪問口腔ケア事業の実施 外出が困難な在宅障害者、要介護高齢者で健診希望者の自宅に歯科医師と歯科衛生士が訪問し、健診及び本人・家族への指導を行う。 (4) 口腔がん検診の実施 61・66・71歳の区民を対象に、口腔がん検診を地区歯科医師会に委託して実施する。また、口腔がんに関する正しい知識の普及のため、オンラインを活用した講演会を開催し、区民に対し、セルフチェック等の普及啓発を図る。	千円 123,722

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

世田谷保健所 総合支所

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	食育の推進 (健康推進課) (健康づくり課)	1. ライフステージに応じた食生活の向上 「食生活チェックシート」を活用した高齢者の低栄養予防普及啓発を行うとともに、栄養情報提供項目の活用や食形態のみえる化ツールの検討を進めるなど、高齢者に関わる施設等と連携した食生活支援に取り組む。 2. 生活習慣病予防と重症化予防につながる栄養・食生活の取組み (1) 適切な食塩・野菜の摂取に向けた情報の発信と講座等の実施 食育ガイドブック活用講座、大人の食育講座動画配信等により、区民が健康を意識できるよう若い世代から高齢者まで広く働きかけを行う。 (2) 野菜と適塩の摂取を重視した食環境づくり（せたミール）の実施 せたミール登録店舗の拡大に向け、関係所管と連携した周知や巡回を実施するとともに、区民認知度の向上に向け、ホームページの充実やSNSを活用した発信を行う。また、大学と連携して作成したせたミールメニューをクックパッドへ掲載するほか、登録店舗へ情報提供し、事業者が参画しやすい環境づくりを推進する。 (3) ベジチェック®（野菜摂取量推定機器）やソルセイブ®（食塩含浸ろ紙）を活用した体験型食育事業の実施 家庭教育学級、大学、あんしんすこやかセンター講座、せたがや健康フェス等のイベント等において体験型食育を実施する。 (4) 特定給食施設における栄養管理に関する指導・助言 給食施設に対して、健康増進法に基づき利用者に応じた食事計画、栄養の評価、改善に取り組むよう、実態把握及び指導・助言を実施する。 ※世田谷区実施計画推進状況（令和8年3月）施策7-1 3. 健康な食環境の向上につながる食育の推進 関係機関と連携した食育の推進 学校や幼稚園、保育園などと連携して食育の推進に努めるとともに、食育推進会議、地域の食環境推進部会などにおいて関係機関と情報共有し、連携しながら食育の推進を図る。	千円 4,058

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

世田谷保健所 総合支所

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	感染症対策事業 (感染症対策課) (健康づくり課)	1. 結核対策の推進 結核患者の治療完遂と社会福祉的支援、感染の早期発見と感染拡大防止の対策を図る。特に標準的治療が困難な高齢者等の割合増加に伴う療養支援の充実や、結核高蔓延国からの入国者等を含めた啓発・疫学調査・適切な接触者健診、服薬管理等を総合的に行う。 (1)結核患者医療費公費負担 治療終了まで結核患者に適切な療養支援を行う。 感染症診査協議会開催 年約50回 ※緊急診査会を含む (2)DOTS(対面服薬確認及び相談指導)の実施 結核対策特別促進事業を活用したDOTS専門員を配置し、効果的なDOTSを実施し在宅療養者の確実な服薬継続を支援する。 (3)早期発見・拡大防止の普及啓発 区のおしらせ、ウェブサイト等で結核についての普及啓発を促進する。 (4)接触者健診の実施 患者の家族や接触者の感染の早期発見のために適切な積極的疫学調査による対象者に接触者健診を実施する。 ・接触者健診(月2回/血液検査(IGRA検査)及び胸部エックス線検査)の他対象の特性に応じて随時	千円 40,170
	次頁へ続く		

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

世田谷保健所 総合支所

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	前頁から続く 感染症対策事業 次頁へ続く	2. 感染症対策の実施 感染症予防、拡大防止を図るため、関係機関との連携のもと、必要な対策を講じる。 (1) 防疫対策 多様化する感染症の発生予防及び感染拡大の防止を図る為の普及啓発と有用な情報の収集、迅速的確な調査・指導を行う。 また、蚊媒介感染症（デング熱・ジカウイルス感染症等）等の輸入感染症や新興感染症対策では、区民に的確な情報を提供するとともに、院内感染対策やAMR（薬剤耐性）対策など、必要な対策を速やかに実施できるよう国・東京都・区内医療機関と連携を図る。 ① 1～5類感染症の発生による医療機関からの発生届受理に伴い、積極的疫学調査、入院勧告、健康診断、保健指導等の対応を行う。 ② 感染症発生動向調査を活用し、発生状況を的確に把握し、関係機関等への情報提供や区民啓発に活用することで感染拡大防止策を講じる。 ③ 保育施設、学校関係、高齢・障害者施設等に対し、感染症の正しい知識を啓発し、予防方法を学ぶ感染症対策セミナーの実施や、感染拡大防止策周知のためウェブサイトやチラシ等で周知し、平時からの対応力の向上を支援する。 (2) HIV感染症対策 検査・相談の実施により感染の早期発見と感染拡大の防止、不安の解消に努める。梅毒について令和4年頃より都内では報告数の増加が高止まりしていることから、性感染症検査の機会を提供し相談を継続する。 ① 検査・相談 HIV抗体検査・相談の実施 (通常検査は月一回、年二回夜間検査を実施する) ② 普及啓発活動 ウェブサイト、区広報板等で案内していく。	

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

世田谷保健所 総合支所

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	前頁から続く 感染症対策事業	(3) 性感染症予防啓発 思春期世代に対して、必要に応じて助産師等による健康教育講座を実施し、健康や性感染症に関する正しい知識習得や予防教育に取り組む。 (4) 各総合支所保健師等との調整及び連携の強化 災害時対応も含めた感染症予防やまん延防止に向け、地域の感染症情報の収集、分析及び情報提供を行い、技術面及び専門知識の側面から連携及び支援を図る。そのため、定期的に会議や訓練を開催し、平常時から感染症対応が可能な保健師等の育成に取り組む。 ① 感染症保健師業務連絡会 年3回開催 個人防護具（PPE）着脱訓練等 ② 感染症セミナー 年2回開催 感染症拡大防止のための講義と実習	

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

世田谷保健所 総合支所

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8 年度当初予算
	予防接種事業 (感染症対策課) (健康づくり課)	1. 小児の定期予防接種及びRSウイルス母子免疫ワクチン接種の実施 予防接種法に定めるA類疾病対策として子どもの定期予防接種及びRSウイルス母子免疫ワクチン定期予防接種を実施する。また、予防接種による健康被害の救済給付申請に対応する。 (1) A類疾病定期予防接種の推進 ①実施場所：指定医療機関 ②自己負担額：無し ③予防接種の種類： Hib、小児用肺炎球菌、B型肝炎、ロタウイルス、二種混合、BCG、水痘、麻しん風しん、日本脳炎、子宮頸がん、五種混合、RSウイルス ④対象者 予防接種の種類ごとに、予防接種法施行令第3条に定めるとおり。対象者に予診票を個別郵送。 ⑤麻しん風しん混合(MR)ワクチンについては、供給不足の問題が発生したため、国方針に基づき令和6年度の対象者について、接種期限を2年延長して実施する。 ⑥HPV(子宮頸がん)予防ワクチン 子宮頸がん予防については、ワクチンとともにがん検診やリプロダクティブヘルス講座等を含めた性感染症予防啓発等に総合的に取り組む。 (2) 予防接種健康被害対応 定期予防接種により生じた副反応により健康被害が生じた場合の救済給付申請への対応を行う。	千円 4,721,350
	次頁へ続く		

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

世田谷保健所 総合支所

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8 年度 当初予算
	前頁から続く 予防接種事業	(3) 対象者 ・ 65歳以上及び60～64歳で一定の障害のある区民 約200,000人 ・ 65歳以上の対象者に予診票を個別郵送。 3. 子どもインフルエンザ予防接種費用助成の実施 子どものインフルエンザの発症及び重症化予防、保護者の負担軽減を目的として、子どものインフルエンザ予防接種費用の一部助成を実施する。 (1) 実施場所 指定医療機関 (2) 助成額及び回数 ①不活化ワクチン 2,000円／回 ・ 6 カ月～12歳 2 回 ・ 13歳～高校 3 年生相当年齢 1 回 ②経鼻弱毒生ワクチン 4,000円 2 歳～高校 3 年生相当年齢 1 回 ・ 主治医の指導等により指定医療機関外で接種する場合は償還払いにより助成 (3) 対象者 6 か月～高校 3 年生相当年齢 約128,000人	
	次頁へ続く		

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	前頁から続く 予防接種事業	4. 高齢者肺炎球菌定期予防接種の実施 予防接種法に定めるB類疾病対策として、高齢者の肺炎球菌定期予防接種を実施する。 (1) 実施場所 指定医療機関 (2) 自己負担額 5,500円 ・生活保護受給者及び中国残留邦人等支援受給中の方は無料 ・施設入所等の理由により指定医療機関外で接種する場合は償還払いにより助成 (3) 対象者 ・65歳の区民及び60～64歳で一定の障害のある区民 約10,000人 ・65歳の対象者に予診票を個別郵送 5. 带状疱疹定期予防接種の実施 予防接種法に定めるB類疾病対策として、高齢者の带状疱疹定期予防接種を実施する。 (1) 実施場所 指定医療機関 (2) 自己負担額 生ワクチン4,000円／回 不活化ワクチン10,000円／回×2回 ・生活保護受給者及び中国残留邦人等支援受給中の方は無料 ・施設入所等の理由により指定医療機関外で接種する場合は償還払いにより助成	
	次頁へ続く		

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

世田谷保健所 総合支所

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8 年度当初予算
	前頁から続く 予防接種事業 次頁へ続く	(3) 対象者 ・ 65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳の区民及び60～64歳でヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有する区民 約45,000人 ・ 65歳以上の対象者に予診票を個別郵送 6. 带状疱疹任意予防接種費用助成の実施 带状疱疹の発症及び重症化を予防するため、带状疱疹任意予防接種費用の一部助成を実施する。また、地区医師会等と連携して带状疱疹予防接種の推進を図る。 (1) 実施場所 指定医療機関 (2) 助成金額 生ワクチン 4,000円／回 不活化ワクチン11,000円／回×2回 (3) 対象者 50歳以上の区民及び带状疱疹の発症リスクの高い18～49歳の区民 約357,000人 7. 風しん対策事業 近年の風しんの流行を受け、先天性風しん症候群発生防止を目的とした区の風しん対策に加え、さらなる感染拡大防止を図るため、抗体保有率が低い男性に対する予防接種法に基づく風しんの第5期定期接種の追加対策を一部継続する。	

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

世田谷保健所 総合支所

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8 年度当初予算
	前頁から続く 予防接種事業	(1) 世田谷区風しん対策事業 ①抗体検査（全額助成） ・妊娠希望の女性及びその同居者 ・風しんの抗体価が低いことが判明している妊婦の同居者 （対象外：抗体検査実施済、予防接種歴あり、風しんの既往歴あり、妊婦） ②予防接種（一部助成） ・妊娠希望の19歳以上の女性及び妊婦の同居者で、抗体検査の結果、抗体価が低いことが判明した者 (2) 国による風しん追加対策 風しん予防接種の接種機会が与えられなかった世代の男性を予防接種法に基づく風しんの第5期定期接種の対象とし、令和7年4月から令和9年3月までの2年間、令和6年度末までに抗体検査を実施した方のうち、抗体価が不十分であった方を対象に予防接種を実施する。対象者は予防接種無料。 ①区内対象者 約1,000人 ②実施方法 対象者には個別勧奨を行う。 8. 新型コロナワクチン定期予防接種の実施 予防接種法に定めるB類疾病対策として、高齢者の新型コロナワクチン定期予防接種を実施する。 (1) 実施場所 指定医療機関 (2) 自己負担額 3,500円	
	次頁へ続く		

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

世田谷保健所 総合支所

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8 年度 当初予算
	前頁から続く 予防接種事業	(3) 対象者 ・ 65歳以上の区民及び60～64歳で一定の障害のある区民 約203,000人 ・ 65歳以上の対象者に予診票を個別郵送 9. おたふくかぜ予防接種費用助成の実施 おたふくかぜの発症と重篤な合併症を予防するため、おたふくかぜワクチン予防接種費用の一部助成を実施する。 (1) 実施場所 指定医療機関 (2) 助成金額 3,000円／回×2回 (3) 対象者 満1歳から小学校入学前の小児 約36,000人 10. 男性HPV予防接種費用助成の実施 肛門がんなどの疾病や性感染症などの予防を図るとともに、リプロダクティブヘルス・ライツによる啓発・健康教育等に加えて、HPV感染症の広がりを抑えることを目的として、HPVワクチン男性接種費用の助成を実施する。 (1) 実施場所 指定医療機関 (2) 自己負担額 なし (3) 対象者 小学6年生から高校1年生相当年齢にある男性 約19,000人	
	次頁へ続く		

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

世田谷保健所 総合支所

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8 年度 当初予算
	前頁から続く 予防接種事業	11. 世田谷区予防接種コールセンターの運営 区民の利便性向上のため、「世田谷区予防接種コールセンター」を運営する。 (1) 受付範囲 世田谷区で実施する予防接種に関すること全般 (2) 運用日等 平日 午前 8 時30分～午後 5 時15分 ※年末年始を除く ※新たな行政経営への移行実現プラン（令和 8 年 3 月）項目 2-21	
	小児慢性特定疾病医療費給付 (感染症対策課) (健康づくり課)	1. 小児慢性特定疾病医療費給付等の実施 児童相談所設置市事務として、小児慢性特定疾病医療費給付等を実施する。 (1) 小児慢性特定疾病医療費給付 小児慢性特定疾病にり患していることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成の観点から、小児慢性特定疾病医療に係る医療費の一部を助成する。・対象者数：約500人（約170疾病） (2) 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業 小児慢性特定疾病児童やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う希少な疾患とその特性に応じた専門性を必要とする自立支援の事業は、東京都事業の経費を一部負担する手法で継続する。	千円 213,881

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

世田谷保健所 総合支所

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	難病対策事業 (感染症対策課) (健康づくり課)	1. 難病対策事業の実施 (1) 難病無料検診・相談会の実施 医療面、生活面等において様々な問題を抱えている区内の難病患者に対し、専門医等による検診・相談会を実施する。(年4回実施) (2) 難病対策等地域協議会の開催 難病患者及びその家族に対する支援体制の課題を共有し地域における難病対策の在り方や支援体制の整備等について協議するため、難病対策等地域協議会を開催する。 併せて、庁内の関係所管による庁内連絡会を開催する。 (参考) 令和8年4月時点の難病医療費助成対象 約210疾病	千円 6,930

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

世田谷保健所

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8 年度 当初 予算
	人と動物との調和のとれた 共生社会の推進 (生活保健課)	1. 人と動物との調和のとれた共生社会の実現に向けた事業の展開 令和 5 年度改定の「世田谷区人と動物との調和のとれた共生推進プラン（第 2 次）」に基づき、人と動物との調和のとれた共生社会の実現に向けて事業を推進・充実させる。（改定プランに基づく事業の推進・充実） （1）動物に対する理解の促進、動物との共生の普及啓発 ① せたがや動物とともにいきるまちづくり補助金（講習会・学習会等開催の必要経費補助） 1 団体 上限 250,000 円 8 団体予定 ② せたがや動物とともにいきるまちづくり補助金（福祉との連携も視野に入れた地域ねこ活動支援・令和 8 年度開始） 1 団体 上限 1,000,000 円 5 団体予定 （2）飼い主のいない猫対策セミナーの実施 2 回（予定） （3）飼い猫及び飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費助成 （予定数）飼い猫 オス 3,000 円 446 件 メス 6,000 円 494 件 飼い主のいない猫（地域ねこ） オス 10,000 円 100 件 メス 20,000 円 120 件 飼い主のいない猫（地域ねこ譲渡） オス 20,000 円 42 件 メス 30,000 円 56 件 （4）飼い主のマナー向上の啓発（啓発プレート、マナー P R カードの配布など） （5）犬のしつけ方教室、及び犬の飼い方入門講座 2 回（予定）	千円 22,838
	次頁へ続く		

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

世田谷保健所

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8 年 度 当 初 予 算
	前頁から続く 人と動物との調和のとれた 共生社会の推進 次頁へ続く	(6) 区立小学校、区立幼稚園、区立保育園で飼育する小動物の治療及び飼育指導 (7) 災害に対する飼い主の備えの普及啓発及び被災動物ボランティアの活用並びに展示パネルやパンフレットの活用による区民向け啓発 被災動物ボランティア登録人数 177名 (令和8年4月1日現在) 研修開催 1 回 (予定) 研修の参加率向上と地域での活動に向けた支援に取り組む。 (8) 災害時のペット同行避難のための啓発及び避難所におけるペットの受入体制の整備 獣医師による研修会 計 1 回 (予定) ペット同行避難訓練 計14回 (予定) (被災動物ボランティアの見学含む) <u>※新たな行政経営への移行実現プラン (令和8年3月) 項目 5-13②</u> 2. 「人と動物との共生推進のための連携協議会」の開催 人と動物との調和のとれた共生社会の実現をめざし、多様な立場の関係者が参加する「人と動物との共生推進のための連携協議会」を今年度、2回開催 (予定) する。 令和5年4月に改定した「世田谷区人と動物との調和のとれた共生推進プラン (第2次)」に基づき、人と動物との共生社会の実現を図るべく、4つの目標を達成するための重点施策の実施に取り組む。 同協議会における議論に基づき、関係所管と調整し、ふるさと納税の動物関連施策の使途のさらなる拡充を検討する。	

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

世田谷保健所

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	前頁から続く 人と動物との調和のとれた 共生社会の推進	3. 「世田谷区動物連絡員」制度の充実 飼い主の高齢、健康状態など様々な理由により、適正飼育が困難な状況になる場合や地域で問題となる多頭飼育崩壊等に至る前に予防・防止する活動として、区民からの連絡・相談に対し、区と協働して課題把握に取り組む「世田谷区動物連絡員」について、随時募集を行い、さらなる人員の充実を図る。また、区民への認知度を向上させるとともに、地域と協働して取り組む体制を強化する。	

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

世田谷保健所

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8 年度当初予算
	狂犬病予防法事務 (生活保健課)	1. 犬の登録及び狂犬病予防の推進 狂犬病予防法に基づく犬の登録及び狂犬病予防注射の接種など予防対策を推進し、啓発の強化により接種率の向上に向けて取り組む。 (1) 犬の登録の推進 登録頭数 43,946頭 新規登録(転入含) 4,909件 (令和7年度) (2) 狂犬病予防注射の接種の推進 SNS、広報紙、ホームページ、登録者への案内文の送付など 接種数 30,903件 (令和7年度) (3) 狂犬病予防及び咬傷事故等のトラブル防止についての普及啓発(SNS、広報紙、ホームページ、ポスターの掲示、デジタルサイネージでの周知、チラシの配布、愛犬マナーPRカード、愛犬手帳、マナーブックの配布など) (4) 狂犬病予防注射済票交付申請の電子申請事務の効率化(令和7年8月開始) (5) 畜犬登録関連入力業務及び狂犬病予防法に係る問合せ対応業務の委託(民間委託) ※新たな行政経営への移行実現プラン(令和8年3月)項目2-16	千円 50,990

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

世田谷保健所

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8 年度当初予算
	医事・薬事環境の向上 (生活保健課)	1. 安全な医療サービスの確保 区民が適切で安全な医療サービスの提供が受けられるような医療環境の適正水準の遵守に向け取り組む。また、新規開設に基づく定例監視に加え、苦情等必要に応じ随時監視、改善指導を行う。 医療法改正に伴うオンライン診療受診施設等新設事務に取り組む。 診察所等医療関連施設届出・許可施設数（令和 8 年 4 月 1 日現在） ① 診療所 1,081施設 ② 歯科診療所 782施設 ③ 助産所 57施設(出張含む) ④ 施術所(マッサージ院等) 989施設 ⑤ 施術所(接骨院等) 407施設 ⑥ 出張施術(マッサージ等) 1,071届出 ⑦ 歯科技工所 104施設 ⑧ 衛生検査所 5 施設 2. 安全な医薬品の提供並びに毒物劇物の安全管理 安全な医薬品等の提供を受けられるような薬局等の適正基準の確保及び毒劇物販売業者等の毒物劇物の取り扱いと管理の徹底を図る。 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律改正に伴い新設された特定要指導医薬品や指定濫用防止医薬品の重点監視や、来年度以降施行される新設業態への対応など体制構築を行う。	千円 2,911
	次頁へ続く		

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

世田谷保健所

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	前頁から続く 医事・薬事環境の向上	薬局等の許可及び毒物劇物販売業登録施設数（令和8年4月1日現在） ① 薬局 443施設 ② 医薬品販売業 150施設 ③ 薬局製剤製造業等 20施設 ④ 麻薬小売業者 386施設 ⑤ 毒物劇物販売業 114施設 ⑥ 業務上取扱者(届出・非届出) 185施設 ⑦ 管理医療機器販売業及び貸与業 1,614施設 ⑧ 高度管理医療機器販売業及び貸与業 478施設 3. 施術所の広告適正化 施術所利用者の施設選択時の支援及び安全向上のため、各施術所に国が策定した広告ガイドラインに沿った指導を行う。 4. 家庭用品等の調査 区民の家庭用品等の化学物質による被害の防止に向け、家庭用品等の試買調査を行う。基準の適否を検査し、被害防止のための必要な指導を行い、区民の健康被害を防止する。 5. 医事・薬事監視に係る人材の育成 医療監視員、薬事監視員の知識習得と技術向上のため、東京都及び特別区が実施する専門研修等を受講する。	

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

世田谷保健所

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8 年度当初予算
	環境衛生の充実 (生活保健課)	1. 環境衛生営業施設の衛生水準の維持向上 (1) 環境衛生営業施設の許認可、監視指導 ・施設数(理・美容所、クリーニング所、公衆浴場等) 3,811施設 (令和8年4月1日現在) (2) 営業者による自主的な衛生管理を推進するための支援 (3) 公衆浴場等におけるレジオネラ症発生予防対策のための検査及び指導 2. ビル等建築物の環境衛生水準の維持向上 (1) 特定建築物等の衛生的環境を確保するため、立入り指導等を行う。 また、貯水槽等維持管理の普及啓発として、現況調査やデジタルサイネージ・パネル展示を行う。 (令和8年4月1日現在) ①建築物衛生法対象施設(10,000㎡以下) 114施設 ②水道法対象施設 633施設 (内訳)・専用水 5 施設 ・簡易専用水道 628施設 ③小規模給水施設(法規制対象外) 2,872施設 (2) 特定建築物衛生管理講習会 特定建築物の所有者、管理者等を対象に特定建築物の維持管理に関する講習会を開催する。 1 回 3. 高齢者利用施設等のレジオネラ症予防 高齢者利用施設等の循環式浴槽、公園の修景水、冷却塔などにおけるレジオネラ属菌等の調査を実施し、適正な管理の普及に努める。レジオネラ属菌が検出された施設については、改善指導を行う。また、高齢者利用施設のレジオネラ症予防対策の自主管理の推進を図る。	千円 47,574
	次頁へ続く		

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

世田谷保健所

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	前頁から続く 環境衛生の充実 次頁へ続く	4. 住宅宿泊事業・旅館業の適正な運営 旅行者等の増加に伴い住宅宿泊事業施設・旅館業施設が増加傾向にある。閑静な住宅地である世田谷区の地域性を踏まえ、施設の適正な運営に向け、事業者への指導・助言等に取り組む。また、住宅宿泊事業と旅館業の適正なあり方について、外部有識者等から構成される協議会を開催し、聴取した意見を今後の施策に反映させていく。 (1) 事業者を対象とした研修会の実施 (2) 事業者からの宿泊実績に関する定期報告（2か月毎）等に基づく指導・助言 (3) 違法住宅宿泊事業施設（旅館業法違反）に関する監視指導（令和8年4月1日現在） 届出住宅数 539件 昨年度宿泊実績のある届出住宅数 369件 研修会 1回 【参考】旅館業法許可施設数（令和8年4月1日現在）347件 (4) 住宅宿泊事業及び旅館業法窓口受付等及び現地確認等業務の委託（令和8年4月から） (5) 旅館業及び住宅宿泊事業に関する協議会 4回（予定） 5. くらしと住まいの衛生水準の向上 くらしと住まいの衛生に関する普及啓発及び相談事業の充実に取り組む。 (1) くらしと住まいの衛生に関する話題を中心に、くらしと健康セミナーの実施、パネル展示、ホームページ、広報紙、デジタルサイネージ等による情報提供を行う。また、家庭内における効果的な換気方法について、普及啓発を行う。	

令和8年度主要事務事業

世田谷保健所

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	前頁から続く 環境衛生の充実 次頁へ続く	(2) 保育所等、幼稚園、小学校等のアタマジラミ感染の予防を図る。 (3) ダニアレルゲン検査の実施及び対策の助言により、ダニアレルギーの予防を図る。 (4) シックハウスやダニ、カビ、結露等の住まいに関する相談を受け、居住環境改善のための助言を行う。 (5) 「区施設シックハウス対策ガイドライン」に基づく空気環境調査を実施し、区施設の快適な空気環境の維持を図る。 6. 害虫等対策の実施 ネズミやハチ等の衛生害虫による被害防止のための相談対応、普及啓発を実施する。 (1) ネズミ被害に対する防除指導 (予定数) 202回 (2) ネズミやハチ等の習性や対策の普及啓発（講習会、広報紙、ホームページ、チラシなど） (3) デング熱等の蚊媒介感染症対策として、区民や区内施設に対し、蚊の発生予防の普及啓発 7. 災害時等における消毒活動の実施 令和元年度の台風第19号における浸水被害対応を踏まえ、災害時等の消毒活動が迅速に行えるよう、関係団体との「災害時及び感染症発生時等における消毒等活動に関する協定」を継続し、台風接近等で水害等災害が発生した際に、速やかに消毒活動を実施できる体制を整えている。 また、災害時等には、区民に効果的で適時的な消毒方法の周知を行う。	

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

世田谷保健所

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	前頁から続く 環境衛生の充実	8. PFOS及びPFOAの水質基準項目への改正 PFOS及びPFOAが水質基準項目として令和8年4月1日より追加され、基準値は合算で50ng/L、検査回数は3か月に1回が基本となる。 検査対象となる区内の地下水併用型専用水道設置業者からの水質検査結果の報告を注視しつつ、東京都との連携のもと、安全性を考慮し、区民に適切に情報提供を図っていく。 また、区民所有の井戸水は、従前どおり飲用しないよう、ホームページ、区報等、様々な媒体により注意喚起し、電話相談の受付等、区民の健康不安払拭に向けて、適切に対応する。 9. 身の回りの化学物質に関する取組み 香りつきの日用品など化学物質に頼りすぎない生活を送るための情報を、チラシ、パネル展示、区で独自に作成した動画の配信、ホームページやX、デジタルサイネージによる発信等を行うとともに庁内関係所管と連携し、様々な世代、立場の区民に更なる周知を図る。 10. 環境衛生に係る人材の育成 環境衛生監視員の知識習得と技術向上のため、東京都及び特別区が実施する専門研修等を受講する。	

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

世田谷保健所

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	食の安全確保 (生活保健課)	1. 食品関係営業施設の安全確保 区民が利用する食品関係営業施設の安全確保のため、世田谷区食品衛生監視指導計画に基づいて適正基準の遵守等衛生管理の徹底を図る。また、世田谷区食品衛生協会と連携し食品等事業者による自主的な衛生管理を推進する。 (1) 営業許可・届出、監視指導 ・許可施設数(飲食店、食品製造業等) 11,703施設 (令和8年4月1日現在) ・営業届出施設数(食品販売業等) 4,726施設 (令和8年4月1日現在) (2) HACCPに沿った衛生管理の義務化に伴い、区内事業者にはHACCP制度の更なる普及啓発と個々の事業者に応じた具体的な導入・定着支援を行う。 2. 食品に対する不安の解消 食品等の安全基準の遵守と事故防止対策、各種調査の実施、及び表示の監視指導強化に取り組む。また、地域における食品衛生の向上のため、世田谷区食品衛生推進会議を開催し、喫食・購入者とのリスクコミュニケーションのあり方を含めた意見や助言を得る。 (1) 食中毒事故防止対策事業(ノロウイルス・生食肉・アニサキス食中毒・テイクアウトやデリバリー・行事等の衛生対策) (2) 夏期・歳末一斉監視事業(都・区共同事業) (3) 学校、保育所等給食施設への重点的監視指導及び子ども食堂への衛生指導 (4) 食品の適正表示に関する指導強化及び普及啓発 (5) 広域流通・輸入食品の安全確保	千円 15,644
	次頁へ続く		

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

世田谷保健所

区 分	事務事業名及び所管課	事務事業の内容及び手法	8年度当初予算
	前頁から続く 食の安全確保	3. 普及啓発事業の実施 食の安全・安心を確保するための情報提供及び意見の交換(リスクコミュニケーション)を実施する。 (1) 広報紙、区ホームページ、出張講習会等による情報提供 (2) 電話等による相談の受付 (3) 食品衛生月間イベント「せたがや健康フェス」での講演、展示及びワークショップ等の実施 (4) 区民・事業者・行政の三者が意見を交換する「食の安全・安心リスクコミュニケーション」の推進 4. 食品衛生に係る人材の育成 (1) 食品衛生事業者等を対象とする講習会の実施 (2) 食品衛生監視員の知識習得と技術向上のため、厚労省、東京都及び特別区が実施する専門研修の受講	

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

保健福祉領域

区 分	事務事業名及び所管課	8年度事業（目標）	8年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	当初予算概要（新規・拡充事業）	当初予算概要における新規・拡充事業における保健福祉領域に関連する取組みを推進する。	—	(1) 健康・福祉 a 福祉人材確保・定着支援事業 No. 11 b ひとりぐらし高齢者の見守り機器利用補助事業 No. 12 c 終活支援センターの開設事業No. 13 d 生活保護世帯等に対するエアコン購入費等助成事業 No. 14 e 医療的ケア児等支援事業 No. 15

令和8年度主要事務事業

保健福祉領域

区 分	事務事業名及び所管課	8 年度事業（目標）	8 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	基本計画の推進	基本計画における重点政策及び保健福祉領域に関連する分野別政策を推進する。	—	1. 基本計画に掲げる重点政策 分野横断的な体制を整え、以下の政策を推進する。 （1）子ども・若者が笑顔で過ごせる環境の整備 （2）新たな学校教育と生涯を通じた学びの充実 （3）多様な人が出会い、支え合い、活動できるコミュニティの醸成 （4）誰もが取り残されることなく生き生きと暮らせるための支援の強化 （5）自然との共生と脱炭素社会の構築 （6）安全で魅力的な街づくりと産業連関による新たな価値の創出 2. 基本計画に掲げる分野別政策 （1）若者が力を発揮できる環境づくり a <u>生きづらさを抱える若者への支援</u> 施策 3-2 （2）健康づくりの推進 a <u>主体的に取り組める健康づくりの推進</u> 施策 7-1 b <u>こころの健康づくり</u> 施策 7-2 c <u>介護予防の総合的な推進</u> 施策 7-3
	次頁に続く			

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

保健福祉領域

区 分	事務事業名及び所管課	8 年度事業（目標）	8 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 基本計画の推進		—	（３）福祉につながるネットワークの強化 <u>a 身近な福祉相談の充実と地域づくり</u> 施策 8-1 <u>b 地区でつながり続ける支援体制の構築</u> 施策 8-2 （４）地域福祉の推進と基盤整備 <u>a 安心して暮らせる居住環境の整備</u> 施策 9-1 <u>b 地域生活課題の解決に向けた取組み</u> 施策 9-2 <u>c 在宅医療・介護連携の推進</u> 施策 9-3 <u>d 福祉人材の確保及び育成・定着支援</u> 施策 9-4 （５）安全・安心のまちづくり <u>a 健康危機管理体制の強化</u> 施策10-3

令和8年度主要事務事業

保健福祉領域

区 分	事務事業名及び所管課	8年度事業（目標）	8年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	新たな行政経営への移行実現プランの推進	新たな行政経営への移行実現プランにおける保健福祉領域に関連する取組みを推進する。	—	1. 新たな仕組みづくり <u>(1) 税外収入の確保の推進</u> 項目 1-6 <u>(2) ふるさと納税対策の推進</u> 項目 1-7 <u>(3) 基金の効果的活用に向けたあり方検討</u> 項目 1-8 <u>(4) 国保保険料催告業務の手法の見直し</u> 項目 1-10 <u>(5) 福祉に係る相談機能の体制強化</u> 項目 1-30 <u>(6) 高次脳機能障害者支援体制の再構築</u> 項目 1-31 <u>(7) 障害者の地域生活を支える今後のあり方</u>の検討 項目 1-32 <u>(8) 重層的支援体制整備事業の推進</u> 項目 1-33 <u>(9) 高齢者在宅福祉サービスの再構築</u> 項目 1-37 2. 区民目線からのサービス利便性の向上 <u>(1) 福祉タクシー券等給付事務の再構築</u> 項目 2-8 <u>(2) 障害福祉事業者指定等に関する事務の効率化</u> 項目 2-14 <u>(3) 狂犬病予防法等に基づく各種申請・届出受理業務の見直し</u> 項目 2-16
	次頁に続く			

令和 8 年 度 主 要 事 務 事 業

保健福祉領域

区 分	事務事業名及び所管課	8 年度事業（目標）	8 年度当初予算	事務事業の内容及び手法
	前頁から続く 新たな行政経営への移行実現プランの推進		—	（４）初期救急診療事業における診療支援システムの導入 項目 2-19 （５）予防接種事務の電話応対・発送・集計業務の効率化 項目 2-21 3. 職員の時間の効果的活用 （１）封入封緘・発送等業務の効率化 項目 3-2 （２）国保業務等の手法の見直し 項目 3-5 （３）要介護認定の訪問調査・認定審査会のデジタル化の推進 項目 3-10 （４）区民向け補助金・助成金等の申請・受付等業務の効率化 項目 3-12 （５）団体・事業者向け補助金・助成金等の申請・受付等業務の効率化 項目 3-13 （６）精神障害者グループホーム等運営費補助事務の効率化 項目 3-14 4. 組織力の向上・人材の育成（専門性の向上） （１）福祉人材の確保、育成、定着支援の推進 項目 5-10 （２）地区・地域防災力の強化 項目 5-13 （３）保健医療福祉総合プラザにおける災害医療対応の体制強化 項目 5-16